

# 生物多様性条約第4回国別報告書

2009年3月

日本国

## 生物多様性条約 第4次国別報告書

### 第1章 生物多様性の状況、傾向および脅威に関する概観

- 1 日本の生物多様性
  - 1.1 日本の生物多様性の特徴
  - 1.2 絶滅のおそれのある野生生物の現状
  - 1.3 レッドリストの見直し
- 2 わが国の生物多様性の危機の構造
  - 2.1 第1の危機（人間活動や開発による危機）
  - 2.2 第2の危機（人間活動の縮小による危機）
  - 2.3 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）
  - 2.4 地球温暖化による危機
- 3 各地域の生物多様性
  - 3.1 奥山自然地域
  - 3.2 里地里山・田園地域
  - 3.3 都市地域
  - 3.4 河川・湿原地域
  - 3.5 海洋域・沿岸域
  - 3.6 島嶼地域

### 第2章 生物多様性国家戦略の概況

1. わが国の生物多様性国家戦略
  - 1.1 第三次生物多様性国家戦略策定の経緯
  - 1.2 第三次生物多様性国家戦略の構造と特徴
  - 1.3 国家戦略の目標と基本方針  
(3つの目標、グランドデザイン、4つの基本戦略)
  - 1.4 国家戦略の点検と見直し
  - 1.5 生物多様性基本法と国家戦略
2. 生物多様性国家戦略の実施状況
  - 2.1 国土空間的施策  
(広域連携施策)
    - (1) 生態系ネットワーク
    - (2) 重要地域の保全

- (3) 自然再生
- (4) 農林水産業  
(地域空間施策)
- (5) 森林
- (6) 田園地域・里地里山
- (7) 都市
- (8) 河川・湿原など
- (9) 沿岸・海洋など

## 2. 2 横断的・基盤的施策

- (1) 野生生物の保護と管理
- (2) 遺伝資源などの持続可能な利用
- (3) 普及と実践
- (4) 国際的取組
- (5) 情報整備・技術開発
- (6) 地球温暖化に対する取組
- (7) 環境影響評価など

## 3. 国家戦略の実施と条約の条文、条約の分野別・分野横断的課題との対応

- 3. 1 条約の条文との対応
- 3. 2 分野別・分野横断的課題との対応

## 第3章 生物多様性の社会における主流化

- 1. 政府の取組事例
- 2. 地方公共団体における取組
- 3. 民間企業の取組
- 4. NGOなどによる取組
- 5. 学術団体による取組
- 6. 多様な主体の連携

## 第4章 2010年目標と戦略計画の実施に向けた進捗

- 1. 2010年目標に向けた進捗
- 2. 条約の戦略計画のゴールと目標に向けた進捗
- 3. 結論

## 第1章 生物多様性の状況、傾向および脅威に関する概観

### 1. 日本の生物多様性

#### 1.1 日本の生物多様性の特徴

わが国の既知の生物種数は9万種以上、分類されていないものも含めると30万種を超えると推定されており、約3,800万haという狭い国土面積（陸域）にもかかわらず、豊かな生物相を有している。また、固有種の比率が高いことも特徴で、陸棲哺乳類、維管束植物の約4割、爬虫類の約6割、両生類の約8割が固有種である。先進国で唯一野生のサルが生息していることをはじめ、クマやシカなど数多くの中・大型野生動物が生息する豊かな自然環境を有している。

海洋についても、黒潮、親潮、対馬暖流などの海流の存在と南北に長く広がる地形があいまって、多様な環境が形成されている。沿岸域でも、地球の4分の3周に相当する約35,000kmの長く複雑な海岸線や豊かな生物相を持つ干潟・藻場・サンゴ礁など多様な生態系が見られる。このため、日本近海は同緯度の地中海や北米西岸に比べ海水魚の種数が多いのが特徴である。日本近海には、世界に生息する112種の高緯度哺乳類のうち50種（クジラ・イルカ類40種、アザラシ・アシカ類8種、ラッコ、ジュゴン）、世界の約300種といわれる海鳥のうち約100種、世界の約15,000種といわれる海水魚のうち約25%にあたる約3,700種が生息するなど、豊かな種の多様性がある。また日本では104種の海鳥の生息が確認されており、そのうち38種は繁殖している。日本に生息する鳥類の種の19%が海鳥ということであり、世界の平均の約7%よりも大きくなっている。

このような生物相の特徴は、国土が南北に長さ約3,000kmにわたって位置し、季節風の影響によるはっきりした四季の変化、海岸から山岳までの標高差や数千の島嶼を有する国土、大陸との接続・分断という地史的過程などに由来するほか、火山の噴火や急峻な河川の氾濫、台風などさまざまな攪乱によって、多様な生息・生育環境が作りだされてきたことによるものである。堤防がつくられ、洪水の氾濫が少なくなることで、自然による攪乱は減少したが、その一方で、農林業などを通じて適度に人の手が加えられた環境が形成されたことにより、オキナグサやオオルリシジミなどそのような環境下で生息・生育する生物の生存を可能としてきた。

わが国においては、自然環境保全基礎調査の結果に基づき、全国土を覆う5万分の1レベルの現存植生図が整備されている。それぞれの植生タイプが国土面積に占める割合を見ると、森林（自然林、自然林に近い二次林、二次林、植

林地)は国土の67%を占めており、スウェーデン(70%)など北欧諸国並みに高く、イギリス(12%)、アメリカ(33%)などと比べ、先進国の中では圧倒的に大きな値となっている。日本の国土の約3分の2を占める森林のうち、自然林は国土の17.9%で、自然草原を加えた自然植生は19.0%となっている。これらの自然植生は主として急峻な山岳地、半島部、島嶼といった人為の入りにくい地域に分布しており、平地や小起伏の山地では二次林や二次草原などの代償植生や植林地、耕作地の占める割合が高くなっている。こうしたさまざまな段階の生態系が、さまざまな緯度、標高、水環境に立地することにより、わが国は非常に豊かな生態系の多様性を有している。特に、わが国においては、降水量が豊かで、自然の遷移が進む中であって、明るい環境を好む多くの植物や昆虫類が生育・生息していくため、湿原、二次草原を含む草原、氾濫原、二次林などの生態系が、その明るい状態を保っていることが重要である。こうした生態系は、わが国の気候や地史と自然と共生した生活の結果残されてきた特徴あるものといえるが、現在では広い範囲で失われてきている。

## ※ 図1 植生の現況

### 1. 2 絶滅のおそれのある野生生物の現状

絶滅のおそれのある野生生物の種を取りまとめた環境省レッドリストでは、日本に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類の3割強、哺乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強にあたる種が、絶滅のおそれのある種に分類されている。この中には、南西諸島や小笠原諸島などの島嶼域に生息・生育する種も多く、ヤンバルクイナ、ツシマヤマネコなどの一部の種では、保護増殖の取組を行っている。また、メダカに代表されるように、里地里山に生息・生育する身近な種や水辺の種も多い。また、下北半島や西中国地域のツキノワグマなどのように、生息地の分断などにより地域的に絶滅のおそれがある野生生物もいる。これらの生物の減少要因としては、生息地破壊や分断化、人間の働きかけの縮小に伴う環境の変化、乱獲、外来種の影響などが指摘されている。一方、サクラソウやアサザのように、保全の努力によって絶滅の危険性が下がった種も見られるが、これらの種についても、引き続き保全対策の継続が必要である。

### 1. 3 レッドリストの見直し

環境省では、平成14年度からレッドリストの見直しに着手し、平成18年12月には、全10分類群中、鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物の4分類群について、平成19年8月には、哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱの6分類群について、新たなレッドリストを公表した。その結果、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）は見直し前の2,694種から、3,155種となった。

哺乳類（純海産種（主に浅海域に依存するジュゴン以外）を除く。）については、絶滅危惧種の総数は6種減少し42種となった。これは、哺乳類の評価対象種の多くを占めるコウモリ類（46種）において情報の蓄積が進んだ結果、ランクの下がった種が13種と多かったことによる。また、イリオモテヤマネコについては減少傾向が見られることからランクが上がったほか、ジュゴンを新たに評価対象種に加えた結果、絶滅危惧種となった。一方、ヤクシマザル（ニホンザルの亜種：屋久島に生息）と地域個体群として掲載していたホンドザル（ニホンザルの亜種：本州、四国、九州（屋久島を除く。）に生息）の下北個体群については、個体数が増加していることからランク外とされた。

鳥類については、絶滅危惧種の総数は3種増加し92種となったが、より詳細に見ると、前回リストよりランクが下がった種が11種であるのに対し、今回新たに絶滅危惧種と判定された9種を含め、ランクが上がった種が26種あり、多くの種がより上位のランクへ移行した。ランクの上がった種の多くが、草原、低木林や島嶼部を生息地とするものであり、これらの地域の生息環境の悪化や島嶼部における外来種の影響が考えられる。例えば猛禽類では、里山を中心に生息するサシバが新たに絶滅危惧種となった一方、オオタカは絶滅危惧種から準絶滅危惧種となった。

爬虫類では、絶滅危惧種の総数が13種増えて31種となったが、そのうち30種は南西諸島に生息するものとなっており、南西諸島の爬虫類の多くが危機的状況にあるといえる。多くの種で、生息環境の悪化や外来種による影響が示唆されたが、一部の種では、ペット用の捕獲による影響も考えられる。

両生類では、絶滅危惧種の総数は7種増えて21種となり、今回ランクの上がった種の多くは小規模な開発又は外来種による影響が、一部の種ではペット用の捕獲による影響が考えられる。特に国内に生息する19種のサンショウウオ類のうち11種が絶滅危惧種となっており、生息環境の悪化の影響がその原因と考えられる。

汽水・淡水魚類では、絶滅危惧種の総数は前回から68種増えて144種となったが、その理由は南西諸島産の種を評価対象に多く加えたことに加え、田園地帯に生息するタナゴ類などのランクが上がったことによる。他にも琵琶湖のニゴロブナ、ゲンゴロウブナも新たに掲載されており、これらの種の生息環境の

悪化やオオクチバスなどの外来種による影響が原因と考えられる。また、ムサシトミヨやヒナモロコのように、生息域が非常に限られた種については、引き続き絶滅危惧種とされた。

昆虫類では、絶滅危惧種の総数は 68 種増えて 239 種となった。特に小笠原や南西諸島などの島嶼部に生息する昆虫類について外来種の影響により深刻な状況にあるほか、ゲンゴロウ類についても多くの種のランクが上がるなど生息環境の悪化や捕獲による影響が考えられる。

貝類では、絶滅危惧種の総数は 126 種増えて 377 種となったが、その主な原因としては、新たに評価対象に加えた河口部などの汽水域に生息する種の多くが絶滅危惧種とされたことと、陸産貝類（カタツムリなど）の生息状況が悪化したことなどが考えられる。

その他無脊椎動物では、絶滅危惧種の総数は 23 種増えて 56 種となり、その主な要因は情報が蓄積されたことによるものであるが、生息環境の悪化も要因と考えられる。例えば干潟などに生息するシオマネキのランクが上がった。また、西日本の干潟に生息するカブトガニは、引き続き絶滅危惧種となった。

植物Ⅰ（維管束植物）では、絶滅危惧種の総数は 25 種増えて 1,690 種となった。その内容としては、情報の蓄積が進んだ結果ランクの上がった種、下がった種が多くあるほか、アサザ、サクラソウ、サギソウなど保全のための努力が払われた結果、絶滅危惧種から準絶滅危惧種となった種もあるが、キレンゲシヨウマなど西日本を中心にシカの食害によって新たに絶滅危惧種となった種もある。

植物Ⅱ（維管束植物以外）については、絶滅危惧種の総数は 134 種増えて 463 種となったが、その理由は新たに評価対象種を加えたほか、特に湖沼、ため池などに生育する藻類について絶滅危惧種となった種が多いことであり、これらの種の生育環境の悪化が考えられる。

※ 図 2 わが国における絶滅のおそれのある野生生物の種数

## 2 わが国の生物多様性の危機の構造

わが国の生物多様性の危機の構造は、その原因及び結果を分析すると次のとおりとなる。

### 2. 1 第 1 の危機（人間活動や開発による危機）

第 1 の危機は、人間活動や開発など人が引き起こす負の影響要因による生物

多様性への影響である。鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取など直接的な生物の採取とともに、沿岸域の埋立てなどの開発や森林の他用途への転用などの土地利用の変化による生息・生育地の破壊と生息・生育環境の悪化が要因として挙げられる。また、河川の直線化・固定化や農地の開発などによる、広大な氾濫原、草原や湿地の消失も要因といえる。これらの影響については、林地や農地から都市的土地利用への転換面積や沿岸域の埋立面積を見ると、高度経済成長期やバブル経済期と比べると近年比較的少なくなり、安定化に向かっているといえるが、その程度は鈍化したものの影響は続いている。

これらの問題に対しては、対象の特性、重要性に応じて、人間活動に伴う影響を適切に回避、又は低減するという対応が必要であり、原始的な自然の保全を強化するとともに自然生態系を改変する行為が本当に必要なものか十分検討することが重要である。さらに、既に消失、劣化した生態系については、科学的な知見に基づいてその再生を積極的に進めることが必要である。

※ 図3 第1の危機 林地から都市的利用への土地利用転換面積

図4 沿岸域の埋め立て地の増加面積

図5 干潟面積の推移

## 2. 2 第2の危機（人間活動の縮小による危機）

第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響である。薪炭林や農用林などの二次林、採草地などの二次草原は、以前は経済活動に必要なものとして維持されてきた。こうした人の手が加えられた地域は、その環境に特有の多様な生物をはぐくんできた。また、氾濫原など自然の攪乱を受けてきた地域が減ったことに対応して、その代わりとなる生息・生育地としての位置付けもあったと考えられる。

しかし、特に人口減少や高齢化が進み、農業形態や生活様式の変化が著しい里地里山では、人間活動が縮小することによる危機が継続・拡大している。さまざまな形で人間による攪乱の度合いによりモザイク状に入り組んでいた生態系が、攪乱を受けなくなることで多様性を失ってきており、里地里山に生息・生育してきた動植物が絶滅危惧種として数多く選定されている。

また、人工林についても林業の採算性の低下、林業生産活動の停滞から、間伐などの管理が十分に行われないことで、森林の持つ水源涵養、土砂流出防止などの機能や生物の生息・生育環境としての質の低下が懸念される。

一方、里地里山を中心に、シカ、サル、イノシシなど一部の中・大型哺乳類

の個体数や分布域が増加、拡大し、深刻な農林業被害や生態系への影響が発生している。

これらの問題に対しては、現在の社会経済状況のもとで、対象地域の自然的・社会的特性に応じた、より効果的な保全・管理の仕組みづくりを進めていく必要がある。既に各地で取組は始まっているが、個々の地域における点的な取組にとどまっており、面的・全国的な展開には至っていない。

※ 図6 第2の危機 耕作放棄地面積の増大

図7 中・大型哺乳類の分布の変化

### 2. 3 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

第3の危機は、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機である。まず、外来種による生態系の攪乱が挙げられる。ジャワマンダース、アライグマ、オオクチバスなど野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から導入された外来種が、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。例えば、現在国内で確認されている脊椎動物（魚類は汽水・淡水魚類のみ）のうち、約8%が明治以降に、国外からもちこまれ定着したものと推定される。特に、他の地域と隔てられ、固有種が多く生息・生育する島嶼などでは、外来種が在来の生物相と生態系を大きく変化させるおそれがある。外来種問題については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づく輸入・飼養等の規制は始まっているが、既に国内に定着した外来種の防除には多大な時間と労力が必要となる。

外来生物法による規制が難しい、資材や他の生物に付着して意図せずに導入される生物や国内の他地域から保全上重要な地域や島嶼へ導入される生物なども大きな脅威となる。こうした脅威に対しても、①侵入の防止、②侵入の初期段階での発見と対応、③定着した外来種の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要がある。

また、影響について未知の点の多い化学物質による生態系への影響のおそれも挙げられる。化学物質の開発、普及は20世紀に入って急速に進み、現在、生態系が多くの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生じており、その中には生態系への影響が指摘されているものがある。それ以外の化学物質でも、生態系への影響が、未解明なものが数多く残されており、私たちの気付かないうちに生態系に影響を与えているおそれがある。そのため、野生生物の変化やその前兆をとらえる努力を積極的に行うとともに、化学物質による生態系への

影響について適切にリスク評価を行い、リスク管理を推進することが必要である。

※ 図8 第3の危機 アライグマの分布拡大の例

## 2. 4 地球温暖化による危機

こうした3つの危機に加えて、地球規模で生じる地球温暖化による影響を大きな課題として挙げる必要がある。

気候変化の科学的知見について、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行う気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書（2007）は、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、人間活動による温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定している。同報告書によると、20世紀後半の北半球の平均気温は過去1300年間の内で最も高温であった可能性が高いとされている。過去100年間に世界の平均気温が長期的に0.74℃上昇し、最近50年間の平均気温の上昇の長期傾向は、過去100年のほぼ2倍の速さとされている。また、今世紀末の地球の平均気温の上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立すると仮定した社会においては、約1.8（1.1～2.9）℃だが、化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現すると仮定した社会では、約4.0（2.4～6.4）℃にもなると予測されている。

生物多様性は、気候変動に対して特に脆弱であり、同報告書によると、全球平均気温の上昇が1.5～2.5℃を超えた場合、これまでに評価対象となった動植物種の約20～30%は絶滅リスクが高まる可能性が高く、4℃以上の上昇に達した場合は、地球規模での重大な（40%以上の種の）絶滅につながると予測されている。

環境の変化をそれぞれの生きものが許容できない場合、「その場所で進化することによる適応」、「生息できる場所への移動」のいずれかで対応ができなければ、「絶滅」することになる。地球温暖化が進行した場合に、わが国の生物や生態系にどのような影響が生じるかの予測は科学的知見の蓄積が十分ではないが、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯など環境の変化に対して弱い地域を中心に、わが国の生物多様性に深刻な影響が生じることは避けることができないと考えられている。

このため、地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努め、その緩和と影響への適応策を生物多様性の観点からも検討していくことが必要である。

### 3. 各地域の生物多様性

#### 3. 1 奥山自然地域

奥山自然地域は脊梁山脈などの山地で、全体として自然に対する人間の働きかけが小さく、相対的に自然性の高い地域である。国土の生物多様性の中では、いわば屋台骨としての役割を果たす地域であり、原始的な自然、クマ、カモシカなどの大型哺乳類やイヌワシ、クマタカなど行動圏の広い猛禽類の中核的な生息域、水源地などが含まれる。現在、国土面積の2割弱を占める、自然林と自然草原を合わせた自然植生の多くがこの奥山自然地域に分布している。本州中部や北海道などにおいては山稜部に広く分布する一方、中国地方のように現在では自然植生が標高の高い山岳部などごく一部にしか残されていない地域では、自然の遷移にゆだねられた二次林など相対的に自然性の高い地域がこの奥山自然地域にあたる。

この地域は、気候条件に応じて成立する代表的、典型的な自然植生がまとも残されている地域であり、各地域の代表的な動植物が将来にわたって存続していくための核となる地域（コアエリア）として重要である。

急峻なところでは、地形改変により一度植生が失われると回復が難しいことが多く、特に高山・特殊岩地の生態系は厳しい環境条件のため、小規模な人間活動に対しても脆弱である。植物群落 RDB 調査においても、こうした地域の主要な脅威は人による盗掘や踏みつけと指摘されており、アツモリソウやホテイアツモリソウ等の愛好家の人気が高い種については、盗掘対策のためのパトロール等を実施している。

高山に生息し、地球温暖化の影響を最も受ける動物のひとつと考えられるライチョウは、年平均気温が3℃上昇した場合には、高山帯の縮小に伴い絶滅する可能性が高いという予測もある。

また、鳥獣との軋轢として、南アルプスや日光など15国立公園でシカによる稀少な高山植物の食害や森林での樹皮はぎなどの自然生態系への影響が指摘されている。ツキノワグマによる人身事故も平成19年度には47件発生し、約840頭が捕殺された。

#### 3. 2 里地里山・田園地域

里地里山・田園地域は、奥山自然地域と都市地域の間位置し、自然の質や人為干渉の程度においても中間的な地域である。この里地里山・田園地域は、

里地里山のほかに、人工林が優占する地域や水田などが広がる田園地域を含む広大な地域で、全体として国土の 8 割近くを占める。

里地里山は、長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念である。現在は里地里山の中核をなす二次林だけで国土の約 2 割、周辺農地などを含めると国土の 4 割程度と広い範囲を占めている。今後人口減少や高齢化が進むことにより、人との関わりが全体として減少していくと考えられる地域である。

二次林や水田、水路、ため池などが混在する自然環境は、絶滅危惧種を含む多様な生物の生息・生育空間となっており、都市近郊では都市住民の身近な自然とのふれあいの場としての価値が高まってきている。同時に人間の生活・生産活動の場でもあり、多様な価値や権利関係が錯綜するなど多くの性格を併せ持つ地域である。

この地域では、水田耕作に伴う水管理の方法、二次林や二次草原の管理方法など地域ごとに異なる伝統的な管理方法に適応して、多様な生物相とそれに基づく豊かな文化が形成されてきた。奥山自然地域とともに、わが国の多様な生物相を支える重要な役割を果たしてきた地域といえる。

昭和 30 年代以降、生活や農業の近代化に伴い、二次林は手入れや利用がなされず放置されるところが増え、二次草原は大幅に減少するとともに、昭和 50 年代頃からは、耕作放棄地も増加している。こうした変化に伴い、シカ、サル、イノシシなどの中・大型哺乳類の生息分布の拡大が見られ、人の生活環境や農林業などへの被害が拡大している状況である。さらにペットとして導入されたものが野外に定着し、分布が拡大しているアライグマについては、農作物への被害や在来種の捕食などが報告されている。平成 18 年度の野生鳥獣による農作物被害額は 196 億円にのぼる。このため、被害防止に向けてシカやイノシシなどの有害鳥獣駆除などによる捕獲数が増加しているが、鳥獣による被害は減少の傾向を見せていない。また、サシバ、メダカ、ギフチョウ、カタクリなどこの地域特有の多様な生物については、生息・生育環境の質が低下しつつあり、環境省の調査によると絶滅危惧種が集中して生息・生育する地域の 5 割以上が里地里山に分布している。都市近郊では宅地開発や道路開発などの開発圧、郊外の里山では不法投棄や、ゴミ処理施設造成のための谷戸の埋め立ての影響もある。

### 3. 3 都市地域

都市地域は人間活動が優先する地域であり、高密度な土地利用、高い環境負

荷の集中によって、多様な生物が生息・生育できる自然空間は極めて少なくなっている。市街地の拡大に伴い、ヒバリやホタル類など多くの身近な生物の分布域が、郊外に後退していった。その結果、斜面林、社寺林、屋敷林など都市内に島状に残存する緑地に孤立して細々と生きる生物、カラス類やムクドリなど人為的な環境にも適応することのできた一部の生物など、都市地域で見られる生物は非常に限られている。歴史的に都市環境の要素として組み込まれたお堀や河川、水路に生息する魚類などは少なく、ペットのアライグマやミドリガメが放されたり、在来種でない緑化植物が大量に利用されているなど外来種がはびこる状況も見られる。居住地周辺において身近な自然とのふれあいを求めるニーズは急速に高まりつつあり、一方で、生活圏に緑地が少なく、生物多様性に乏しいことを背景に、自然との付き合い方を知らない子どもたちやそれを教えることのできない大人たちも増えている。

### 3. 4 河川・湿原地域

水は、地球上の多くの生命にとって欠かせないものである。そして、河川をはじめとし、湖沼、湿原、湧水地などの水系は生物多様性の重要な基盤である。水系は森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐことで国土の生態系ネットワークの重要な軸となる。そのつながりを通じて流域から生み出される土砂や栄養分、さらには土地利用による汚濁物質を下流へと運ぶとともに、海からサケやウナギなどが遡上する。

水系は、魚類などの水生生物や水鳥をはじめ多様な生物の生息・生育地として重要である。特に湿原は、生物多様性が豊かな地域であり、また人為の影響を受けやすい脆弱な生態系でもある。

これまで河川沿いの氾濫原の湿地帯や河畔林は、農地、宅地などとして営々と開発、利用され、また、河川の改修や流域の土地利用の変化による流量の減少、水循環の経路の変更や分断、砂礫の供給の減少、攪乱の減退や水質汚濁などに伴い、河川生態系は大きな影響を受けてきた。日本に生育する水草のおよそ3分の1の種が絶滅危惧種に選定されるなど、水辺環境には多くの絶滅危惧種が存在する。その一方で、水質などの河川環境が改善する中でアユの遡上が回復した事例が見られるなどの動きもある。

また、鳥獣との軋轢として、かつては生息数が大幅に減少していたカワウが、水質などの改善や食物となる生物（アユ、ウグイ、オイカワ等）の増加、コロニーの保護などにより、現在では急速にその分布や生息数が増加し、アユ、オイカワなどを食害するなど漁業被害が生じるとともに、その糞により樹木が枯れる被害も発生している。

その他、外来種のおオクチバスは全国的に広範囲に分布し、在来種の捕食による生態系や漁業への影響が指摘されている。

### 3. 5 海洋域・沿岸域

沖合いから外洋へと広がる国土の約12倍の広さの排他的経済水域などを持つ海洋域も、わが国の生物多様性を支える重要な環境である。深海に至るまでさまざまな生態系がある一方で、生物相などの科学的データは、漁獲対象種については過去からのデータが整備されているものの、それ以外は十分ではない状況にある。

海洋は地球の表面のほぼ7割を占め、水循環の巨大なストックであると同時に、その膨大な熱エネルギーにより、地球の気候の形成に大きく関わっている。また炭素循環を通じて、二酸化炭素の大きな吸収源（シンク）として機能し、大気安定化を担っている。日本は周囲を海に囲まれた島国であり、陸上の気候、ひいては陸上の動植物の分布や生態系も海洋に強く影響されている。

日本列島周辺は、歴史的に隔離されたことのある日本海や、1万メートルの深さに達する日本海溝など変化に富んだ海洋構造であり、また北からの寒流、南からの暖流が存在し、それらによって供給される遠隔地の生物などの影響により、わが国の海洋の生物多様性を豊かなものとしている。しかしその一方で、海洋域においては周辺沿岸国から排出されるごみや有害な化学物質、船舶から流出する油などが生態系に影響を与えている。

陸域、海域が接し、それらの相互作用のもとにある沿岸域は、複雑で変化に富んだ海岸、その前面に位置する干潟、藻場、サンゴ礁などの浅海域から成り立っており、多様な生物の誕生・成長の場、豊かな水産資源の生産の場、水質の浄化、自然とのふれあいの場などさまざまな重要な機能を有している。その中でも、昔から豊かな海の恵みを利用し、採貝、採藻など漁業活動が行われてきた人のくらしと強いつながりのある地域を「里海」と呼んでおり、歴史的に見て、私たちの生活や文化も沿岸域に大きく依存して発展してきたといえる。海岸には砂浜、断崖、干潟などその形状に応じて特有の動植物が見られ、また海岸沿いの植生帯や渚の自然環境は、国土の生態系ネットワークの重要な軸ともなる。一方、沿岸域は、人口や産業の多くが集中したことから、これまで埋立て、水質汚濁や河川とのつながりの分断・減少の強い圧力を受け、干潟などの面積の減少や環境の劣化が進んできた場所でもあり、海岸線の人工化も進み、人と海が切り離されてきた。こうした沿岸域の環境悪化は、干潟に生息するカブトガニやシオマネキが絶滅危惧種となった要因と考えられており、沿岸漁業

の生産量が減少した一因となっている。また、大型の海藻が密生した海中林などが著しく衰退する磯焼け、サンゴの白化などの生態系の変化や漂流・漂着ごみによる影響も見られる。

### 3. 6 島嶼生態系

わが国は、北海道、本州、四国、九州という主要4島のほかに、3,000以上もの大小さまざまな島嶼を有し、小笠原諸島や南西諸島をはじめとして海によって隔離された長い歴史の中で、独特の生物相が見られる島々が存在している。こうした島嶼では小さな面積の中に微妙なバランスで成り立つ独特の生態系が形成されており、生息・生育地の破壊や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域といえる。島嶼地域には、もともと分布が非常に限定された地域固有の種が多く、また、人為的な影響も受けやすいことから、島嶼地域に生息・生育する種の多くが絶滅のおそれのある種に選定されている。

例えば、琉球諸島における哺乳類固有種・亜種は21種確認されているが、うち19種が環境省レッドリストに掲載されている。

具体的な例として、ハブや農作物を荒らすネズミを駆逐する目的で明治43年（1910年）に沖縄本島に導入され、昭和54年（1979年）頃には奄美大島にも持ち込まれたジャワマングースは、生息地を拡大し、沖縄本島やんばる地域のヤンバルクイナや奄美大島のアマミノクロウサギなどの希少な野生生物の捕食者として大きな脅威となっており、養鶏や農作物への被害も報告されている。また、沖縄県北部やんばる地域など、ノネコも捕食者として脅威となっている島嶼もある。

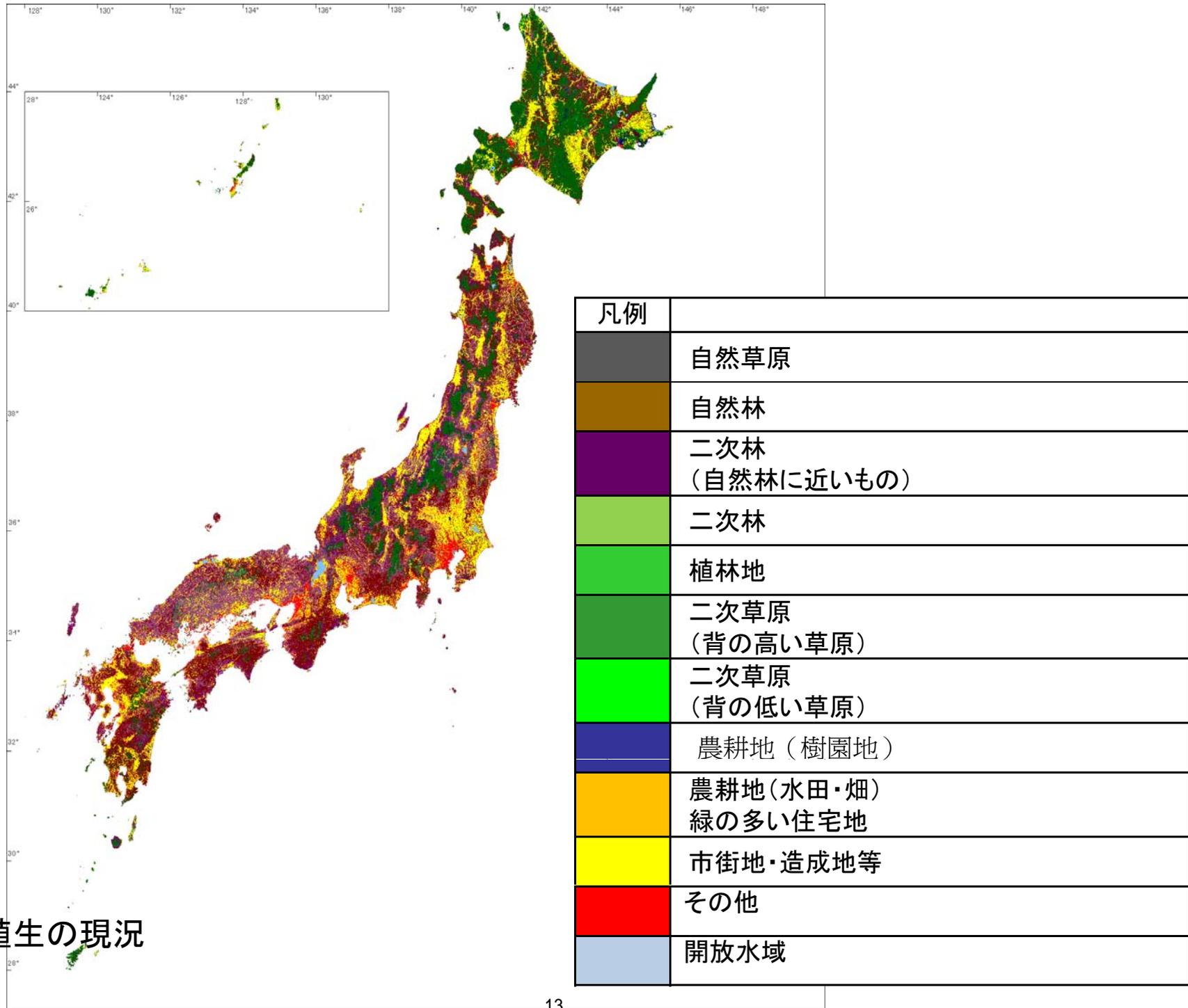


図1. 植生の現況

植生自然度	区分内容	区分基準	メッシュ数	比率 (%)
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	3,993	1.1
9	自然林	エゾマツトドマツ群落、ブナ群集等、自然植生のうち多層な植物社会を形成する地区	65,824	17.9
8	二次林 (自然林に近いもの)	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等代償植生であっても、特に特に自然植生に近い地区	19,598	5.3
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区	68,540	18.6
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	91,414	24.8
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	5,568	1.5
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原	7,591	2.1
3	農耕地(樹園地)	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地	6,788	1.8
2	農耕地(水田・畑) 緑の多い住宅地	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	77,695	21.1
1	市街地・造成地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	15,999	4.3
その他	自然裸地		1,420	0.4
	開放水域		4,227	1.1
	不明区分		70	0.0
合 計			368,727	100.0

図1. 植生の現況

※メッシュ数、比率は第5回自然環境保全基礎調査(2001年)による(3次メッシュはおよそ1km四方)

IUCNカテゴリー		Extinct	Threatened	Near Threatened		
	評価対象種	絶滅	絶滅のおそれのある種	準絶滅危惧	絶滅のおそれのある種の割合(%)	
哺乳類		180	4	42	18	23.3
鳥類	約	700	13	92	18	13.1
爬虫類		98	0	31	17	31.6
両生類		65	0	21	14	32.3
汽水・淡水魚類	約	400	4	144	26	36.0
昆虫類	約	30,000	3	239	200	0.8
貝類	約	1,100	22	377	275	34.3
ワケ類・甲殻類等	約	4,200	0	56	40	1.3
	評価対象種	絶滅	絶滅のおそれのある種	準絶滅危惧	絶滅のおそれのある種の割合(%)	
維管束植物	約	7,000	33	1690	255	24.1
蘚苔類	約	1,800	1	229	22	12.7
藻類	約	5,500	5	110	40	2.0
地衣類	約	1,500	5	60	39	4.0
菌類	約	16,500	30	64	17	0.4

図2. わが国における絶滅のおそれのある野生生物の種数(レッドリスト掲載種数)

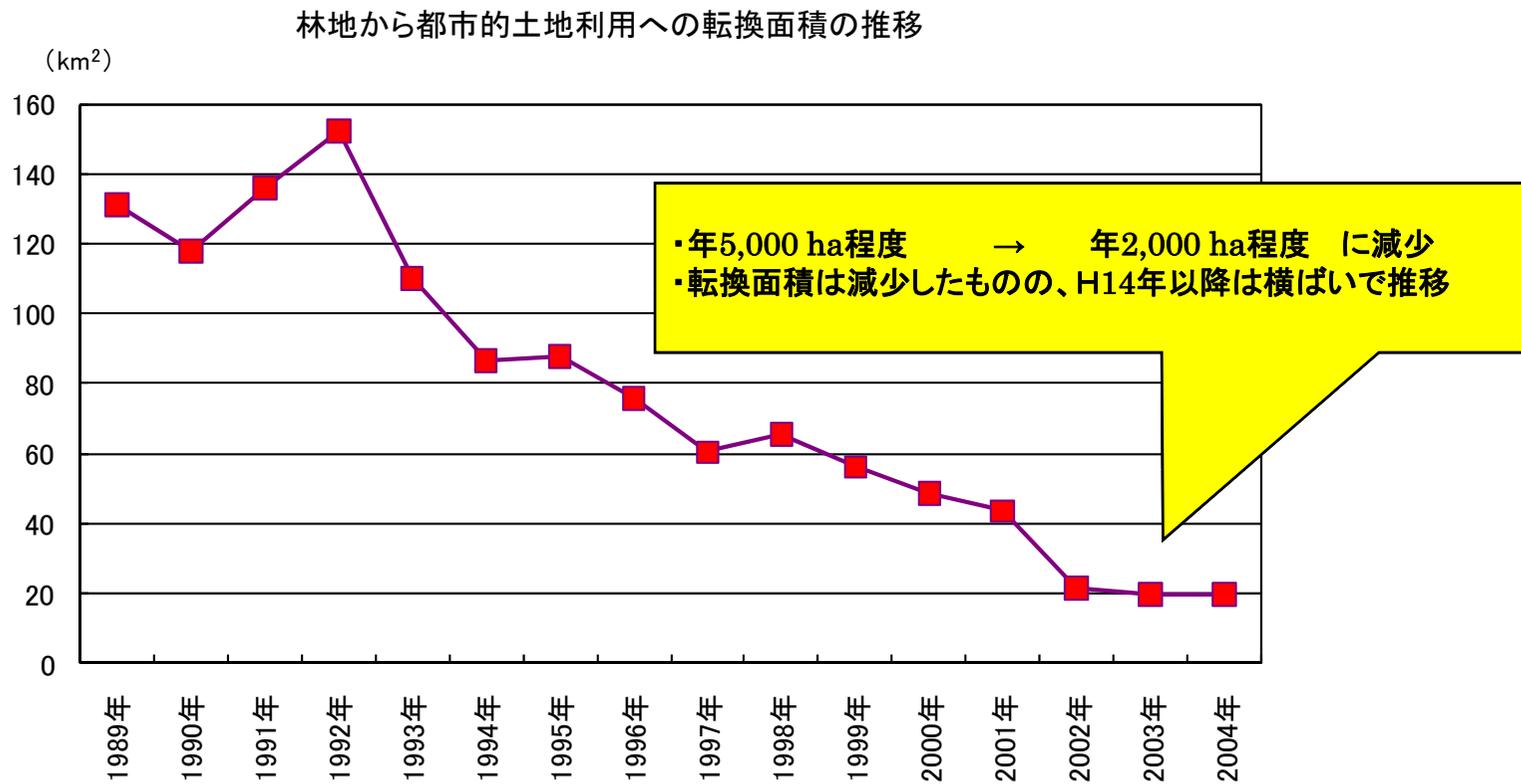


図3. 第1の危機 林地から都市的利用への土地利用転換面積

## 沿岸域の埋め立て地の増加面積

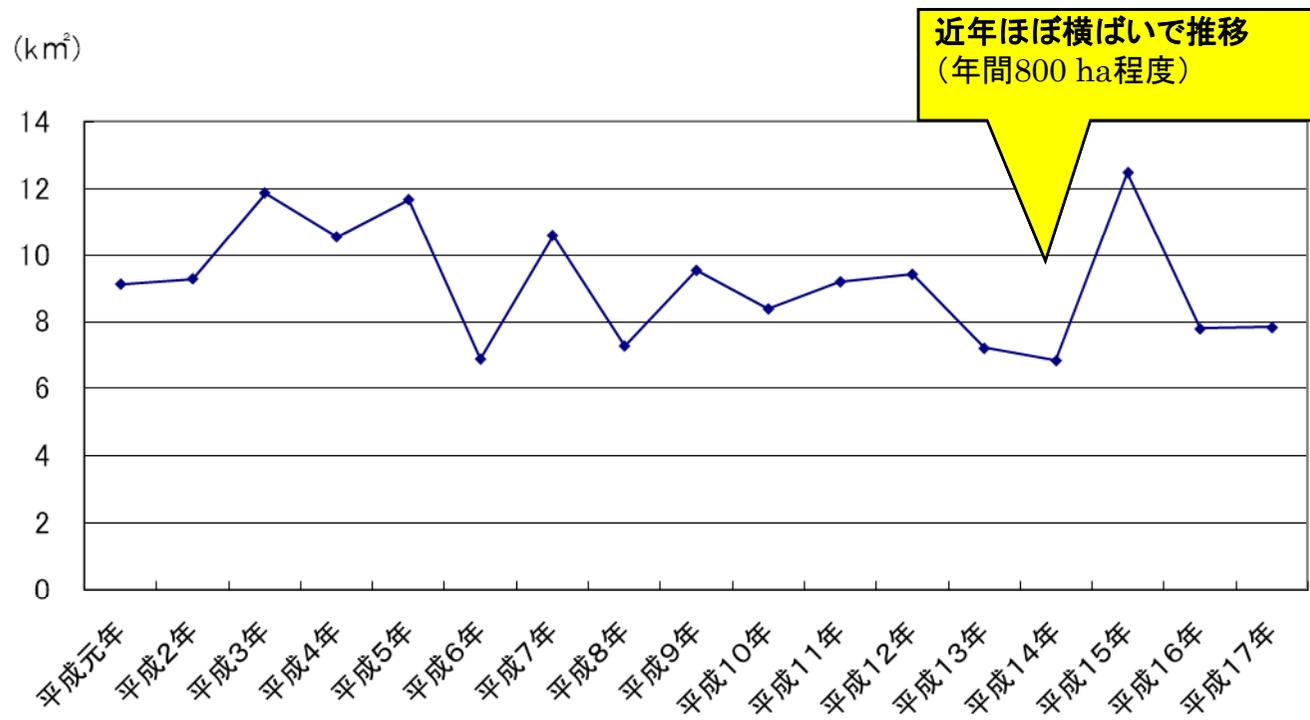


図4. 第1の危機 沿岸域の埋め立て地の増加面積

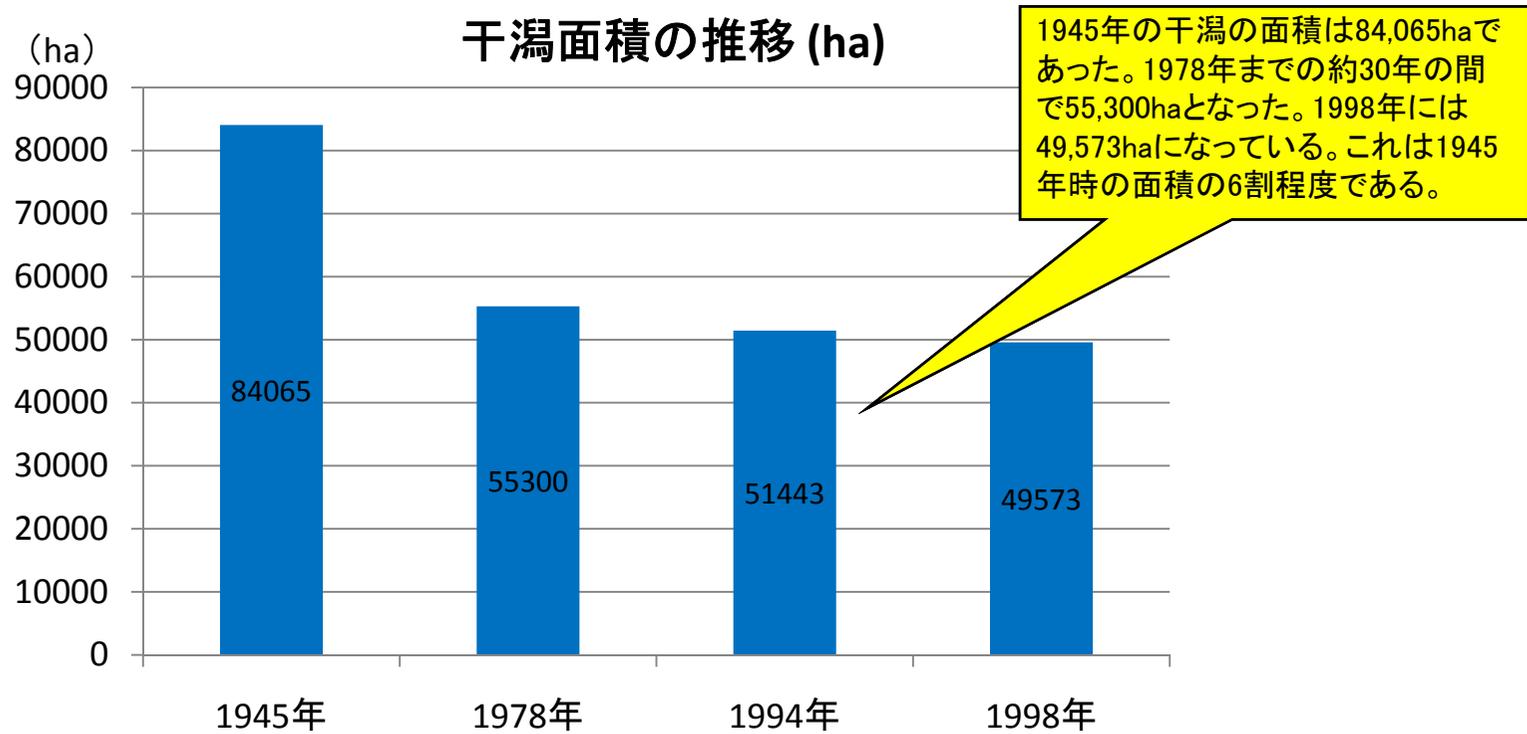


図5. 第1の危機 干潟面積の推移

出典:環境省 第2回、第5回自然環境保全基礎調査  
 ※1978年の全体面積は1994年の面積に1994年時報告書の消失面積を足した値。1945年の全体面積は上記で算出した1978年の面積に、1978年時報告書の消失面積を足したもの。

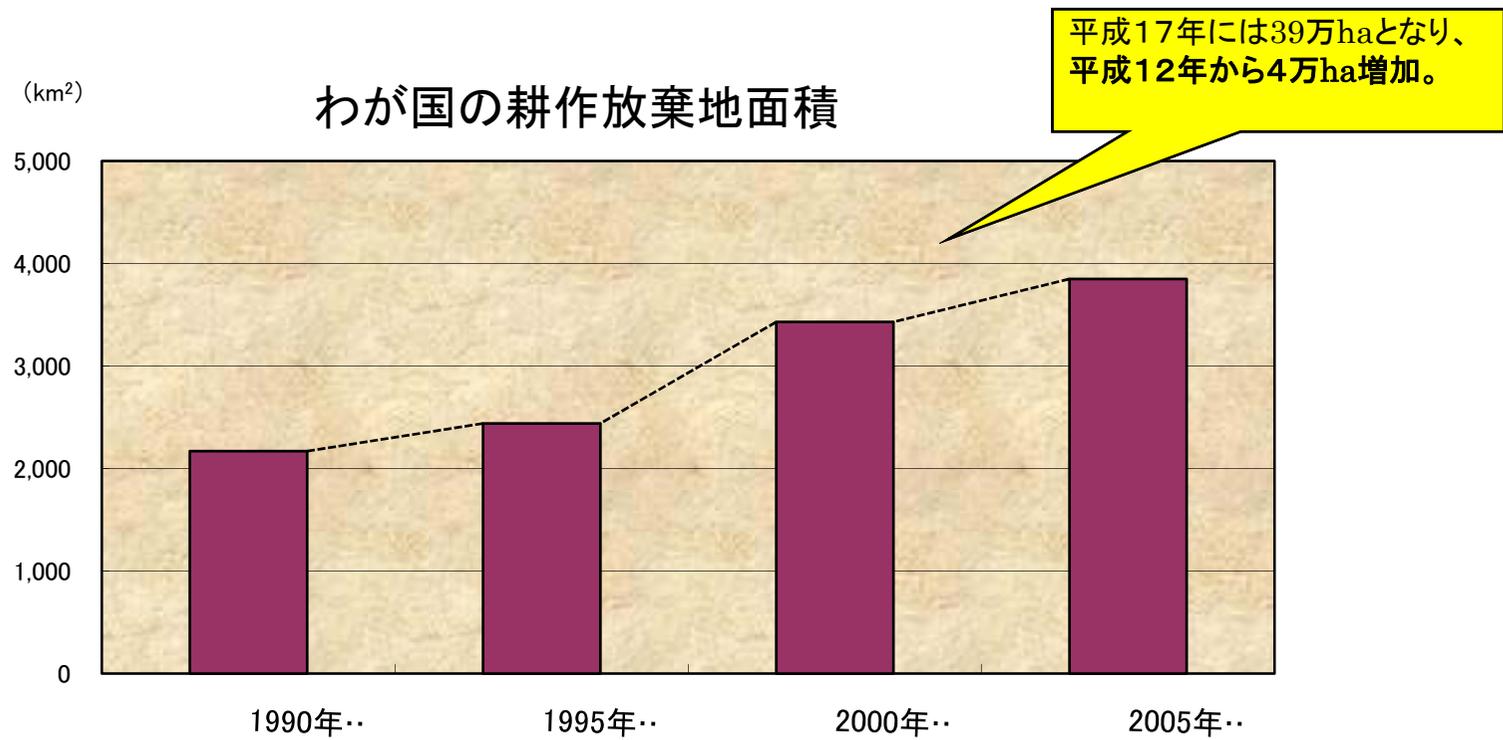
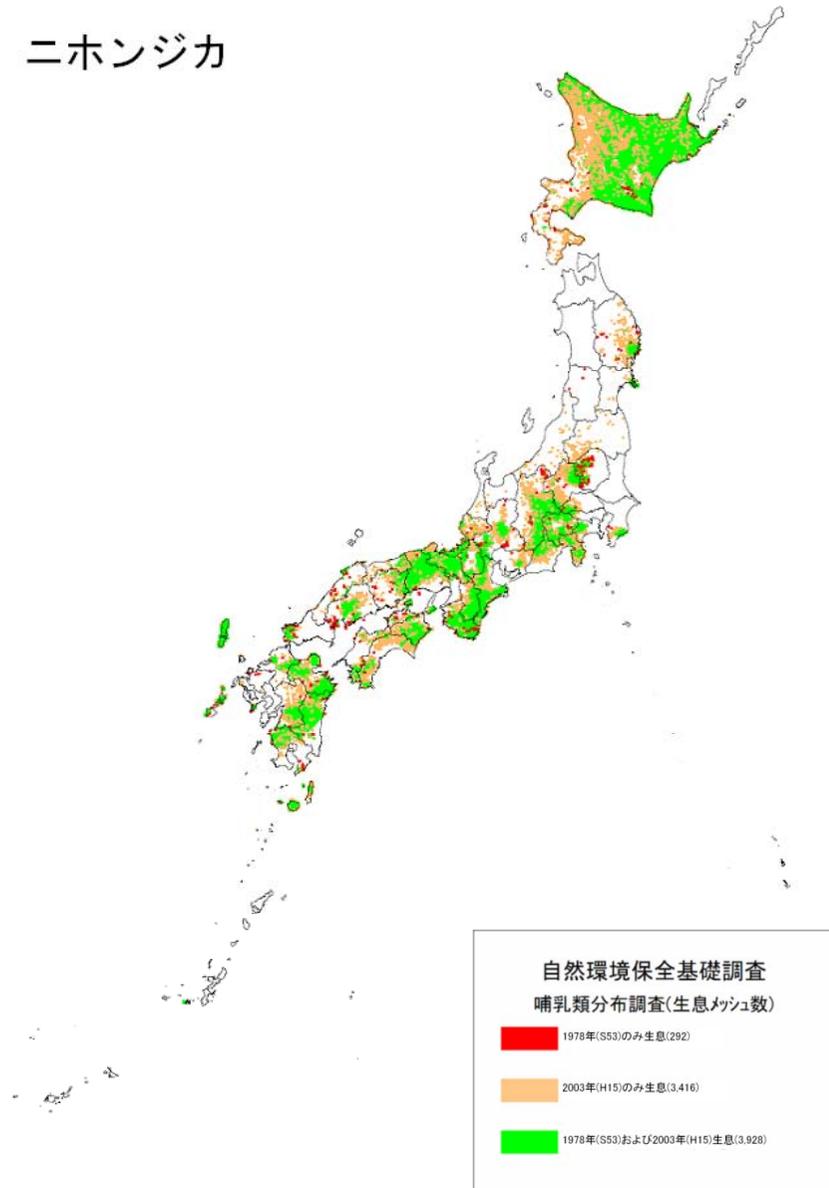


図6. 第2の危機 耕作放棄地面積の増大

# 全国分布メッシュ比較図

## ニホンジカ



# 全国分布メッシュ比較図

## イノシシ (※イノブタを含む)

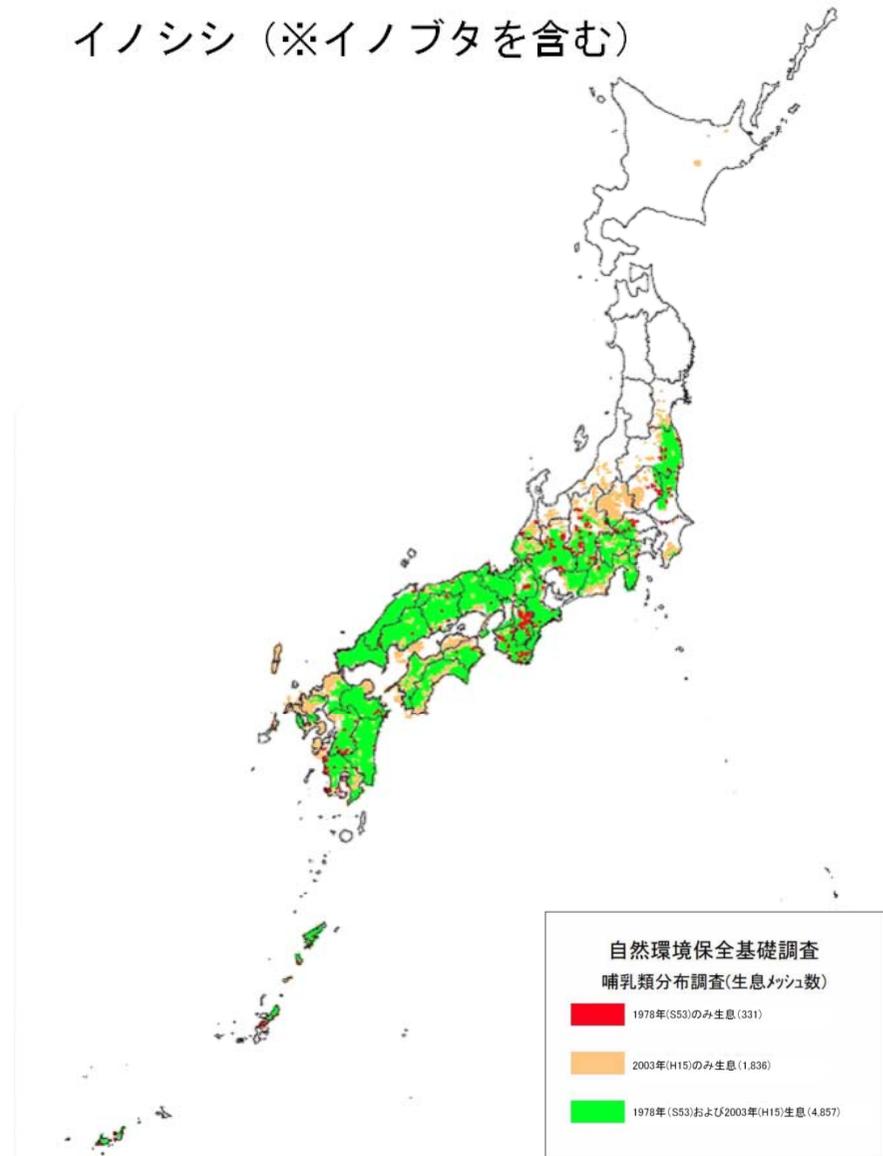
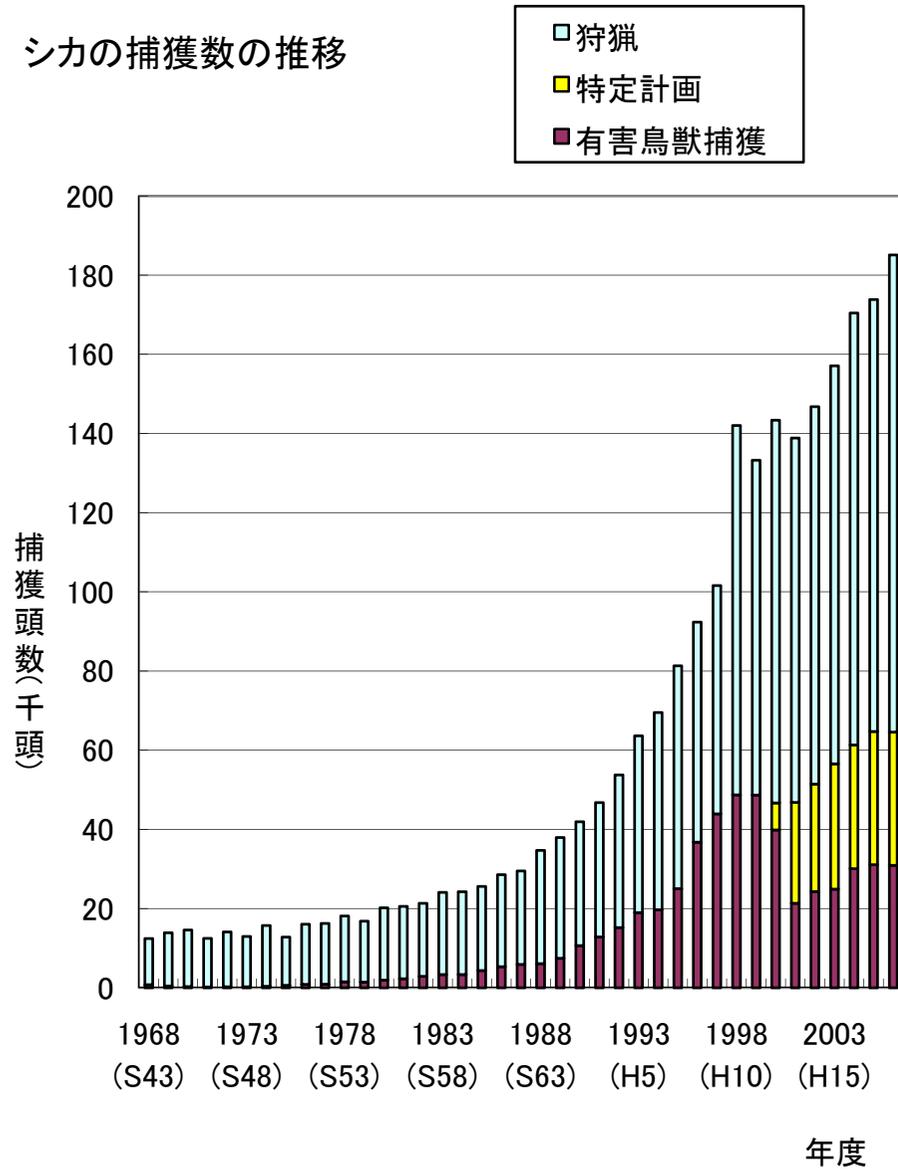


図7. 中・大型哺乳類の分布の変化

シカの捕獲数の推移



イノシシの捕獲数の推移

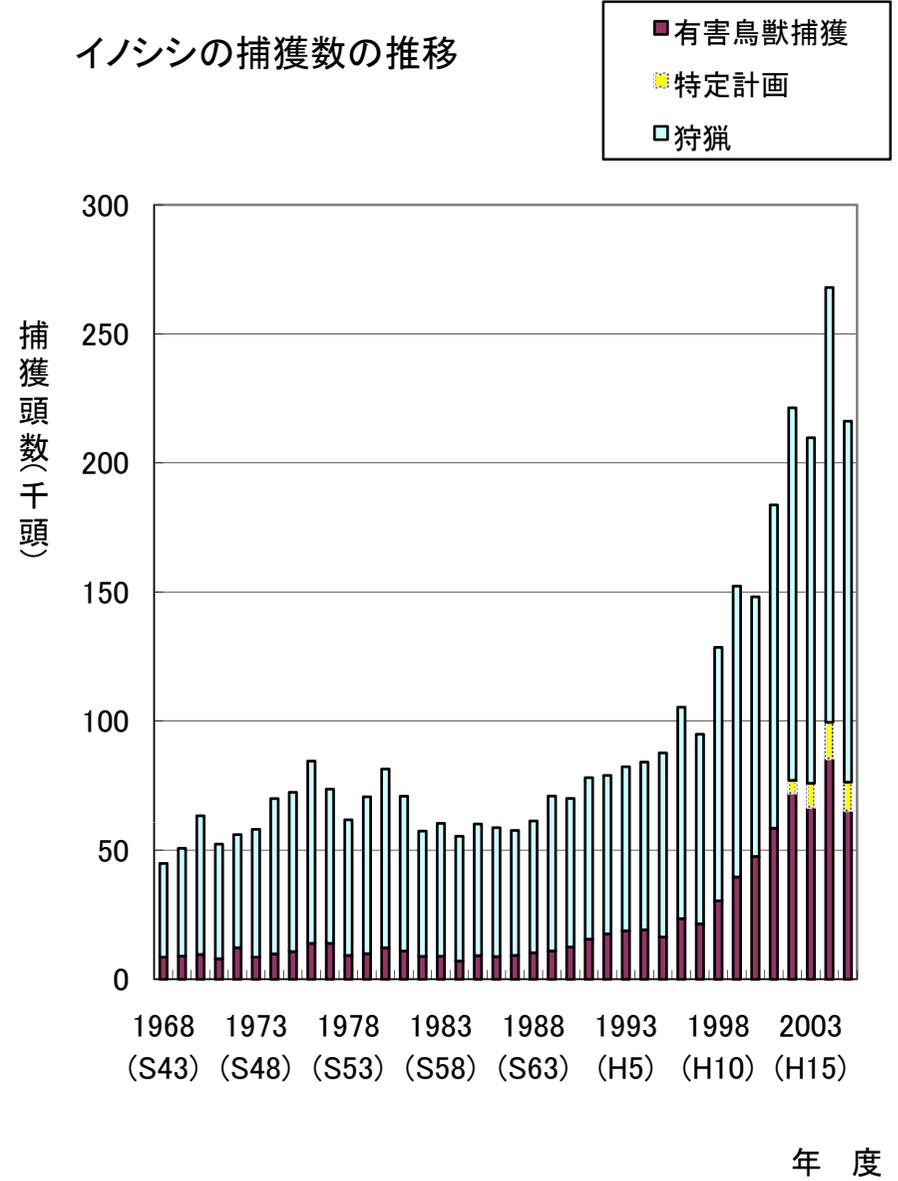


図7. 中・大型哺乳類の捕獲数の推移

### 北海道におけるアライグマ捕獲頭数(頭)

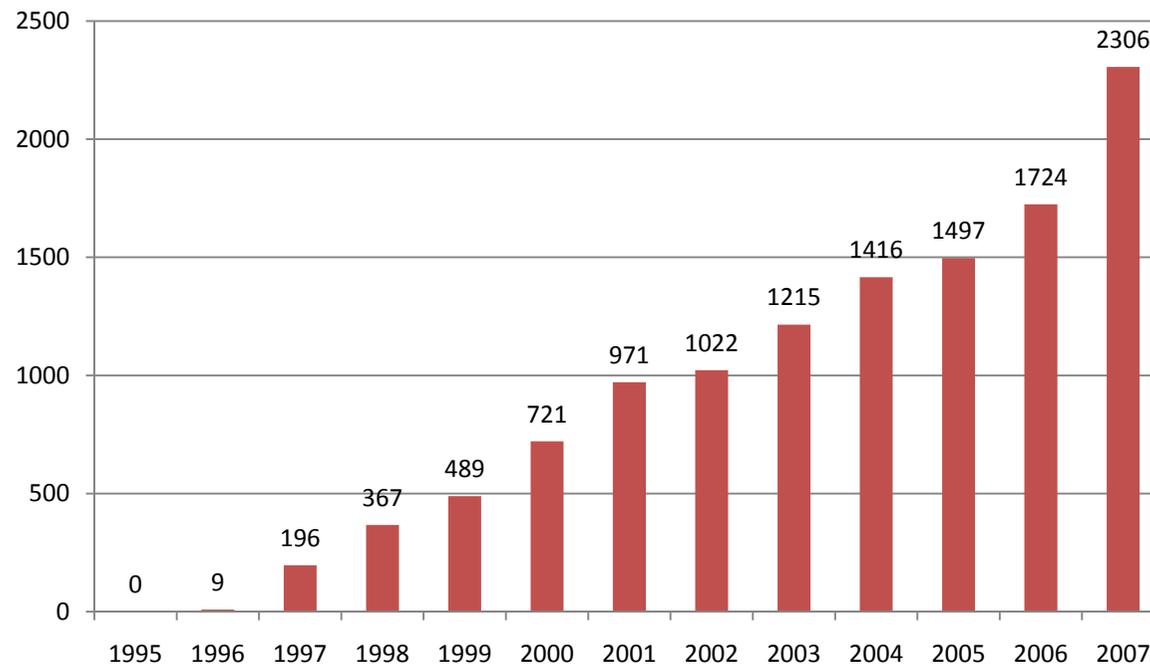


図8. 第3の危機 アライグマの分布拡大の例 出典:北海道庁作成資料より改変

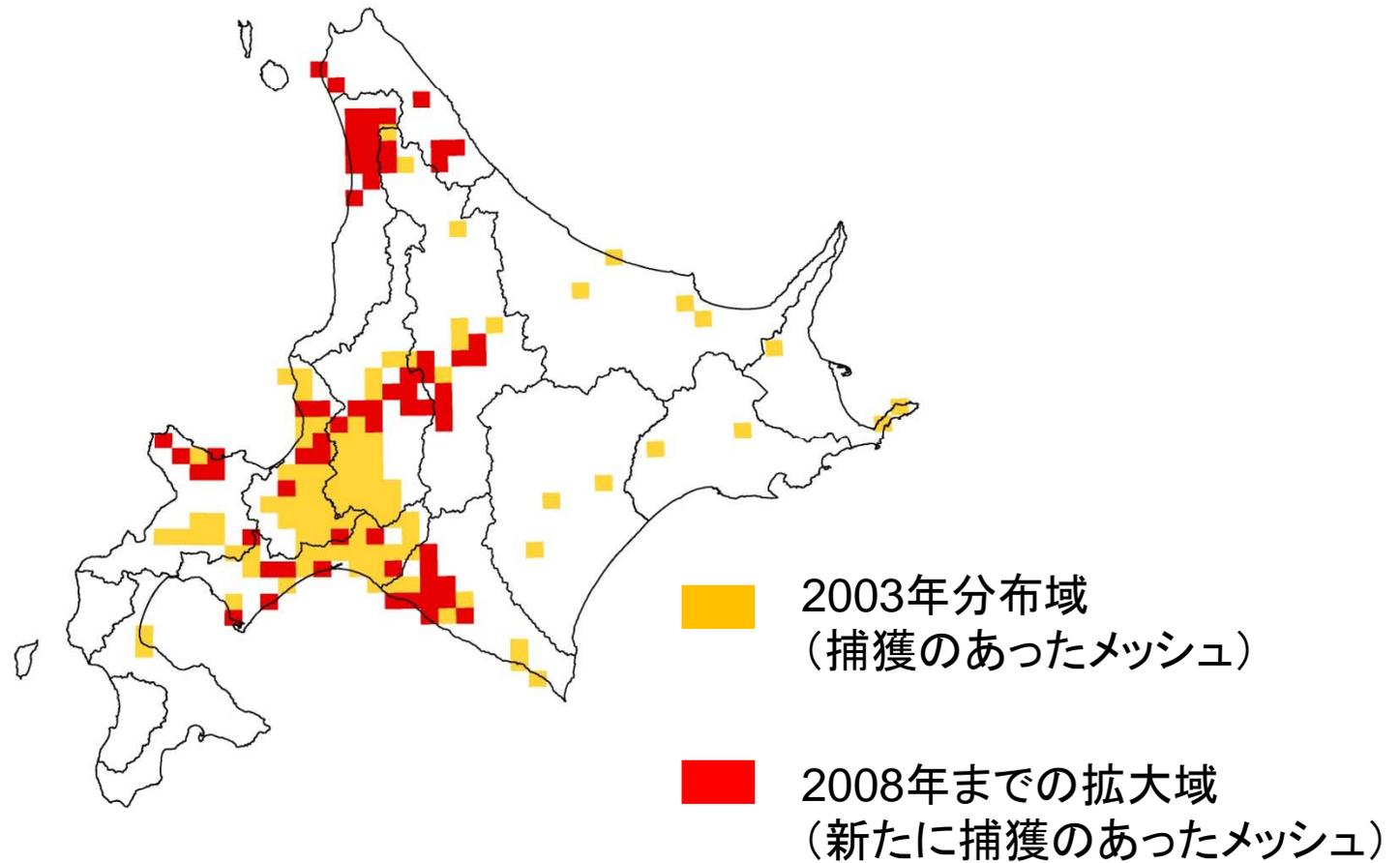


図8. 第3の危機 北海道におけるアライグマ分布状況

出典：北海道庁資料

## 第2章 生物多様性国家戦略の現状

### 1. わが国の生物多様性国家戦略

#### 1. 1 第三次生物多様性国家戦略策定の経緯

日本は、平成5年5月に18番目の締約国として「生物多様性条約」を締結した。同条約第6条に基づき、平成7年10月に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年3月にはその国家戦略を大きく見直した新（第二次）生物多様性国家戦略を策定した。これらの策定の主体は、全府省の閣僚が参加する地球環境保全に関する関係閣僚会議である。

第二次生物多様性国家戦略策定以降、毎年、国家戦略に基づく施策の実施状況の点検を行い、その結果を4回にわたり公表してきた。施策は着実に進展しているものの、3つの危機は依然進行しており、わが国の生物多様性の損失速度を顕著に減少させるには至っていないと考えられた。

このため、第三次生物多様性国家戦略では、第二次生物多様性国家戦略で示された危機や理念を基本的に受け継ぎつつ、国内外の状況変化に対応して、取組をさらに大きく進展させることを目指して第三次生物多様性国家戦略を策定した。

環境省では平成18年8月から平成19年3月までの間、生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会を開催して論点の整理を進めた。懇談会で取りまとめた論点について意見公募するとともに、全国8か所で地方説明会を開催した。

同年4月には、中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会を開催し、国家戦略の見直しについて諮問するとともに、合同部会のもとに生物多様性国家戦略小委員会を設置して、国家戦略の見直しについて審議を開始した。同小委員会では、農林水産省生物多様性戦略（同年7月策定）の報告を受けるなど各省庁の施策のヒアリングや地方公共団体、企業、NGO、学会からのヒアリングの実施を含めて合計6回に及ぶ審議を行い案を取りまとめ、国民からの意見聴取（パブリックコメント）を行った。こうした手順を経て、同年11月に、中央環境審議会から答申があり、これを受けて「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定された。

この見直しのための作業は、9の省庁で構成された生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で進め、環境省が取りまとめを行ったほか、各省庁がそれぞれの役割に応じて執筆を行った。この検討過程では、パブリックコメントの募集のほか、シンポジウム、意見交換会などへの参加を行い、また上記懇談会、審議会を公開で開催するとともに、その議論の内容や資料をインターネットを通じて広く公開するなど、開かれた手続きにより検討を進めた。

## 1. 2 第三次生物多様性国家戦略の構造と特徴

第三次生物多様性国家戦略は、2部構成になっており、第1部「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する戦略」では、第1章において生物多様性の重要性や理念を示した上で、第2章「生物多様性の現状と課題」においてわが国の生物多様性の危機の構造を「3つの危機」（本報告書第1章参照）として整理したほか、新たに地球温暖化と生物多様性の関係について記述している。第3章「生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標」、第4章「生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針」では、わが国の3つの目標と生物多様性の総合評価の実施、生物多様性から見た国土の将来像としてのグランドデザイン、5つの基本的視点、4つの基本戦略について示し、国内外の情勢を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための今後5年間の方向性を明らかにした。また、第2部「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」は、実践的な行動計画として、わが国の生物多様性関連施策を体系的に網羅して記述し、約660の具体的施策を箇条書きにして実行に向けた道筋を示した。

第三次国家戦略においては、第二次戦略の見直し結果を踏まえ、以下にあげる点が特徴となっている。

- ①具体的な取組について、目標や指標などをなるべく盛り込む形で行動計画とし、実行に向けた道筋がわかりやすくなるよう努めたこと
- ②沿岸・海洋域など各省が関係する取組について、まとめて記載するよう努めたこと
- ③生物多様性について、人の暮らしに結びつけた形で、国民に分かりやすく伝わるように心がけたこと
- ④「100年計画」といった考え方に基づくエコロジカルな国土管理の長期的な目標像を示すとともに、地球規模の生物多様性との関係について記述を強めたこと
- ⑤地方公共団体、企業、NGO、国民の参画の促進について記述したこと など

## 1. 3 国家戦略の目標と基本方針

第三次国家戦略に盛り込まれた目標や基本方針は以下のとおりである。

### (1) 3つの目標

第三次国家戦略では、本報告書の第1章で記述したように、我が国の生物多様性が直面している現状と課題を「3つの危機」と「温暖化による危機」の4つに整理している。

これらの危機に対応し、豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に享受できる「自然共生社会」を構築するため次の3つの目

標を掲げている。

#### ①種・生態系の保全、絶滅の防止と回復

地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復すること。

とりわけわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれがないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図ること。

#### ②持続可能な利用

生物多様性を減少させない方法により、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行うこと。

#### ③社会経済活動への組み込み

生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に組み込んでいくこと。

### (2) 国土のグランドデザインと100年計画

生物多様性から見た国土のグランドデザインを、100年先を見通した共通のビジョンとして提示している。また、基本的な姿勢として、人口が増加を続けた過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を、人口が減少に向かう次なる100年をかけて回復する「100年計画」として示した。さらに、国土のグランドデザインの全体的な姿及び国土の特性に応じた7つの地域（奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、河川・湿原地域、沿岸域、海洋域、島嶼地域）ごとの100年後の望ましい地域のイメージを示している。

### (3) 5つの基本的視点

生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とした施策を展開するうえで不可欠な共通の基本的視点として、

- ①科学的認識と予防的順応的態度、
- ②地域重視と広域的な認識、
- ③連携と協働、
- ④社会経済的な仕組みの考慮、
- ⑤統合的な考え方と長期的な観点の5つを挙げている。

特に①科学的認識と予防的順応的態度、では生物多様性条約締約国会議で合意されたエコシステムアプローチの考え方を踏まえ、以下の点を重視することが必要としており、行動計画に記載された施策の実施にあたって考慮されている

- ①人間は、生物、生態系のすべてを分かることはできないことを認識し、

常に謙虚に、そして慎重に行動することを基本としなければならない。そのうえで、科学的証拠が完全ではないからといって対策を延期せず、科学的知見の充実に努めつつ早めに対策を講じるという、予防的な態度が必要である。

- ②人間がその構成要素となっている生態系は複雑で絶えず変化し続けているものであることを認識し、その構造と機能を維持できる範囲内で自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則である。このため、生態系の変化に関する的確なモニタリングと、その結果に応じた管理や利用方法の柔軟な見直しが大切である。
- ③科学的な知見に基づき、関係者すべてが広く自然的、社会的情報を共有し、社会的な選択として自然資源の管理と利用の方向性が決められる必要がある。

#### (4) 4つの基本戦略

100年先を見通したうえで今後5年間程度の間重点的に取り組むべき施策の大きな方向性について、以下の4つを基本戦略として挙げている。さらに、第2部「行動計画」では、この基本戦略に基づき、約660の具体的施策を34の数値目標とあわせて記載し、実施への道筋を明確化している。

##### ①生物多様性を社会に浸透させる

(例)

- ・地方・企業・NGO・国民の参画を図る「いきものにぎわいプロジェクト」の展開（広報の推進、地方版戦略のための指針や企業活動ガイドラインの作成）
- ・生物多様性に配慮した食品や木材の購入などのライフスタイルの転換の提案

##### ②地域における人と自然の関係を再構築する

(例)

- ・都市住民や企業など多様な主体による共有の資源としての管理モデルの構築
- ・生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進
- ・トキなど希少野生動植物の生息できる空間づくりと外来種の対策

##### ③森・里・川・海のつながりを確保する

(例)

- ・さまざまな空間レベルでの生態系ネットワーク計画や広域圏レベルでの図化
- ・都市内の水と緑のネットワーク形成や河川・湖沼・ため池・水田など水域のネットワーク形成

- ・海洋の生物多様性のデータ充実や浅海域での保護地域指定の充実

#### ④地球規模の視野を持って行動する

(例)

- ・自然共生モデルの世界への発信 (SATOYAMA イニシアティブ)
- ・「生物多様性総合評価」の実施 (生物多様性指標の開発、ホットスポットの選定など) とアジア太平洋地域の国々への技術支援
- ・温暖化影響を含む生態系総合監視システムの構築
- ・地球温暖化の緩和策の推進と適応策の検討

#### (5) 2010年目標と生物多様性国家戦略

わが国は、3つの目標の達成に向かって4つの基本戦略に基づき着実に成果を上げることを通じ、2010年目標の達成に向けて貢献することとしている。

### 1. 4 国家戦略の点検と見直し

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検し、中央環境審議会に報告している。この結果については、必要に応じ、国別報告書等条約の規定に基づく締約国会議への報告にも反映させることができる。

点検にあたっては、関係省庁連絡会議において、各省庁の施策の進捗を生物多様性の観点からできるだけ客観的に評価 (フォローアップ) するため、第2部で記述した行動計画を基に、その行動計画に盛り込まれた施策の進捗を示す指標のほか、生物多様性総合評価の中で開発を目指す指標も用いながら関係省庁が自主的な点検を行っている。連絡会議は、各省の点検結果を取りまとめたうえで、広く国民の意見を聴き、中央環境審議会に報告する。その際、中央環境審議会は、国家戦略に基づく関係省庁の施策の進捗状況について生物多様性の観点から点検し、必要に応じ、その後の施策の方向について意見を述べることとしている。過去の点検では、以下のような指摘がなされており、これらの意見はその後の施策の実施等において活用されている。

- ・国家戦略の普及・啓発に努めるべき
- ・地方も含めた行政分野の人材強化、NPO/ボランティア活動に対する支援、専門家の参画等の取組体制の充実が必要
- ・普及啓発のために自然との体感共有型の教育が有効 など

なお、第3次生物多様性国家戦略については2009年夏頃に実施する予定である。

また、生物多様性をめぐる国内外の状況変化に柔軟かつ適切に対応するため、5年後程度を目途として、国家戦略の見直しを行うこととしている。

## 1. 5 生物多様性基本法と国家戦略

2008年6月6日に生物多様性基本法が施行された。これまで我が国は、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法等の個別の法律によって生物多様性の保全に努めてきたが、本法律は生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な理念を示した法律である。

本法第11条「生物多様性国家戦略の策定等」においては、「政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めなければならない」とされ、これにより、生物多様性国家戦略に法的な位置づけが与えられた。また、都道府県や市町村に地域戦略の策定を促している。他にも、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体それぞれの主体の責務を明らかにするとともに、生物多様性に配慮した事業活動の促進、地球温暖化の防止等に資する施策の推進、多様な主体の連携及び協働、環境影響評価等の基本的施策について規定されている。

## 2. 生物多様性国家戦略の実施状況

第1章で述べられたわが国の生物多様性の危機に対して、平成14年（2002年）の第2次生物多様性国家戦略の策定以降に実施した主な施策は以下のとおりである。

なお、第4回国別報告書のガイドラインにおいては、「環境以外の分野：農業、観光、教育、健康、地方開発、林業、漁業、鉱業、金融、貿易、工業など」について第3章に記述することとされているが、わが国においては、第2章に第3次生物多様性国家戦略に基づく政府の取組、第3章に地方自治体や民間企業、NGO等の取組を記述しています。

### 2. 1 国土空間的施策

#### <広域連携施策>

##### (1) 生態系ネットワーク

十分な規模と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保・保全するために、保護地域の拡大、管理水準の向上を進めている。森林においては、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」（第2章2. 1（2）重要地域の保全 保護林、保安林参照）についても設定を進めている。また、平成20年に制定された生物多様性基本法のほか、国土形成計画、緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置づけている。

国際的には、後述する「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」や、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の枠組を活用し東アジア

を中心としたサンゴ礁保護区ネットワーク戦略の策定などの取組を進めている。

## (2) 重要地域の保全

### 自然環境保全地域

「自然環境保全法」に基づく保全地域には、同法により国が指定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域と、同法に基づく都道府県条例により、都道府県が指定する都道府県自然環境保全地域がある。

これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、自然公園その他の自然環境の保全を目的とする地域とあいまって、国土の生態系ネットワークの核となる部分を形成し、生物多様性の保全にとって重要な役割を担っている。

原生自然環境保全地域については平成 20 年 3 月現在 5 地域 (5, 631ha)、自然環境保全地域については平成 20 年 3 月現在 10 地域 (21, 593ha)

都道府県自然環境保全地域については平成 20 年 3 月現在、536 地域 (76, 398ha) が指定されている。平成 14 年度から 20 年度の 7 年間では、天然林や湿原など新たに 10 地域が指定された。

### 自然公園

国立公園はわが国を代表する優れた自然の風景地、国定公園はこれに準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定するものである。また、都道府県立自然公園は都道府県における優れた自然の風景地であって、関係都道府県条例により知事が指定するものである。

平成 14 年に自然公園法が改正され、自然公園における生物多様性の確保が、国及び地方公共団体の責務として明確に位置づけられた。同時に、国立・国定公園において利用調整地区制度や指定動物制度が新たに導入され、これを受けて平成 18 年に利用調整地区の第 1 号指定、9 種の指定動物（特別地域内での捕獲等を規制）の指定が行われた。その他、尾瀬国立公園や丹後天橋立大江山国定公園の新規指定（平成 19 年）をはじめ、自然公園の指定・拡充により保全の強化が図られた。

表1：自然公園の数と面積の推移（平成20年3月31日現在）

		箇所数	面積 (ha)	国土に占める割合 (%)	海中公園地区のある自然公園の数	海中公園の面積 (ha)	海中公園/自然公園 (%)
		2008年 (2002年)	2008年 (2002年)	(%) 2008年 (2002年)			
自然公園		394 (391)	5,409,212 (5,363,814)	14.3 (14.2)			
内訳	国立公園	29 (28)	2,086,945 (2,058,095)	5.5 (5.5)	11 (11)	2359 (1279)	0.1 (0.06)
	国定公園	56 (55)	1,361,448 (1,343,889)	3.6 (3.6)	14 (14)	1385 (1385)	0.1 (0.1)
	都道府県立自然公園	309 (308)	1,960,819 (1,961,830)	5.2 (5.2)	-	-	-

### 鳥獣保護区

野生鳥獣の生息及びその生息地を保護するために、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、野生鳥獣の保護を図るため必要な地域について鳥獣保護区に指定している。また、その区域内で特に重要な地域については特別保護地区に指定し、各種行為についても規制することにより、多様な鳥獣及びその生息環境を保全している。

国指定と都道府県指定のものがあり、国指定鳥獣保護区については、渡り鳥の生息地などとして国際的に重要な湿地などに係る指定箇所数が増加し、指定箇所数、面積は69か所、548,012ha（平成20年11月現在）となっている。また、都道府県指定鳥獣保護区は3,815か所、3,092,594ha（平成20年12月現在）となっている。

平成18年に鳥獣保護法が改正され、鳥獣保護区において、鳥獣の生息地の保護及び整備を図る目的で行われる、湖沼などの水質改善や、鳥獣の生息に支障を与える動物の侵入を防ぐための施設の設置などの生息環境の改善を行う保全

事業が創設された。平成 19 年度からは、国指定漫湖鳥獣保護区など 4 か所において、保全事業への取組が始まっている。

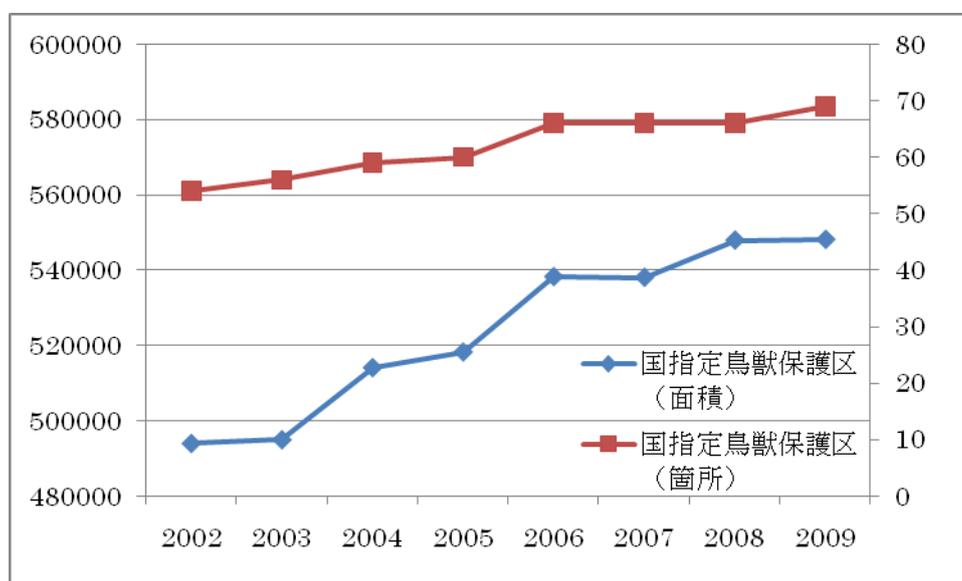


図 1：国指定鳥獣保護区の数と面積の推移

### 生息地等保護区

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種については、その種の保存のために必要な地域を生息地等保護区に指定し、その区域内で特に重要な区域については管理地区として各種行為を許可制とし、管理地区以外の部分については監視地区として各種行為を届出制とすることによって、生息環境の保全を図っている。

表 2：生息地等保護区の数と面積の推移

	2002	2009
生息地等保護区	6 種 7 箇所 863ha	7 種 9 箇所 885ha

### 文化的景観の保全

- ・名勝・天然記念物、重要文化的景観の保護

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、あるいは動植物や地質鉱物でわが国にとって学術上価値の高いもののうち、特に重要なものを、文化財保護法に基づき、それぞれ名

勝、天然記念物として指定し、現状変更等の行為規制や、保存修理・環境整備、保護増殖等の支援措置を講じてきた。平成21年1月1日現在、自然的名勝147件、天然記念物980件となっている。このほか、地方公共団体がそれぞれの条例に基づいて指定しているものも多く、これらを文化財として保護していくことは、結果として地域の特色に応じた生物多様性の保全に役立っている。

また、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものである文化的景観について、都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを文部科学大臣が重要文化的景観として選定し、現状変更等の届出等の保存措置や、修理・修景等の支援措置を講じてきた。平成21年1月1日現在、9件の重要文化的景観を選定している。棚田や里山など、自然と良好な関係を保ちながら地域において育まれてきた文化的景観を保護することは、結果として、地域における人と自然との持続的な関係を保全し、生物多様性の保全に役立っている。

#### 保護林、保安林

「保護林」は、原始的な天然林や貴重な動植物の生息・生育環境を有する森林について、自然の推移に委ねた管理などを行うことにより、保護を図っている国有林野である。国有林では、このような保護林の設定を進めるとともに、生物多様性の保全などの観点から、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」についても、隣接する民有林にも協力を要請しながら、設定を進めている。国有林、民有林を問わず、水源のかん養など、森林の持つ公益的機能の発揮が特に要請される森林については、森林法に基づく保安林の計画的な指定を進めるとともに、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や転用を規制するなど適切な管理・保全を図ってきた。

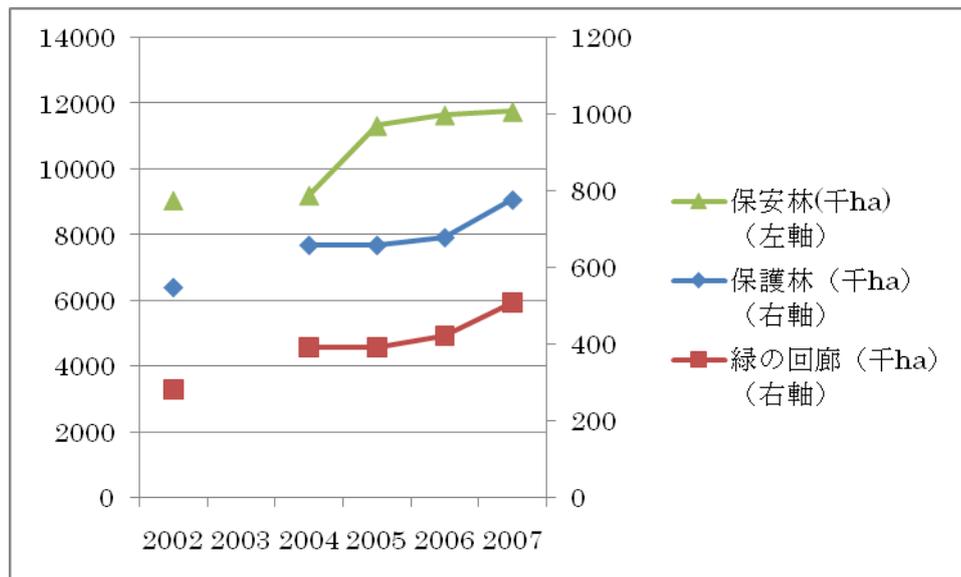


図2：保安林・保護林・緑の回廊の面積の推移

#### 特別緑地保全地区など

都市においては、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区や、「首都圏近郊緑地保全法」及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区などの指定を通じて、生物多様性の保全上重要な自然的環境を形成する緑地が保全されている。また、平成16年には都市緑地法の改正により、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地を緩やかな規制により保全を図る緑地保全地域制度が創設され、自然的環境の適正な保全が推進されている。

特別緑地保全地区は、平成20年3月末現在全国で372地区、2,106haが指定され、近郊緑地保全区域は25区域、97,073ha、近郊緑地特別保全地区は26地区、3,456haが指定されている。

### (3) 自然再生

#### 自然再生推進法に基づく取組

第二次生物多様性国家戦略では、今後展開すべき施策の3つの方向のひとつとして自然再生が位置づけられ、関係省庁の連携と多様な主体の参加・協力による自然再生事業が開始された。また、この自然再生に関する施策を総合的に推進するために自然再生推進法が制定され、平成15年1月に施行された。

全国各地で自然再生協議会が発足し、平成21年1月現在、全国20の協議会が組織化されている。森林、草原、里地里山、河川、湖沼、湿原、干潟、サンゴ礁など、多様な生態系が自然再生の対象となっている。平成21年1月現在、

18 の協議会で自然再生の目標や対象区域など自然再生の全体的な方向性を定める自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）が作成されている。また、全体構想のもと、個々の自然再生事業の内容を明らかにする自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）については、平成 21 年 1 月現在、9 協議会において 15 の実施計画が作成されている。

また、自然再生推進法施行後 5 年を経過したことから、各地域における事業実施状況や課題などを検証し、第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性基本法を踏まえ、平成 20 年 10 月に自然再生基本方針の一部変更を閣議決定した。

自然再生事業については、関係行政機関により、上記協議会に関する事業も含めて、全国 144 か所（平成 18 年 10 月現在）で実施されている。これらの事業実施に際しては、関係省庁、地方公共団体、NPO、専門家、地域住民など多様な主体の連携、協働に努めている。また、平成 19 年度から新たに国指定鳥獣保護区の生息環境改善のための保全事業を直轄事業として行うことになり、平成 19 年度は、宮島沼など 4 地区で事業を実施している。

#### （４）農林水産業

農林水産業は、自然の循環機能を利用するとともに、多くの生きものに対して貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持に貢献するなど、農林水産業と生物多様性は密接な関係にある。

このため、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、その基盤となる生物多様性の保全は不可欠である。

農林水産省では、平成 19 年 7 月に策定した「農林水産省生物多様性戦略」及び「第三次生物多様性国家戦略」に基づき、①田園地域・里地里山の保全（第 2 章 2. 1（6）に詳述）、②森林の保全（第 2 章 2. 1（5）に詳述）、③里海・海洋の保全（第 2 章 2. 1（9）に詳述）、④遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進（第 2 章 2. 2（2）に詳述）など生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進を図るとともに、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発に取り組んでいる。

さらに、外部有識者からなる農林水産省生物多様性戦略検討会の提言（平成 20 年 7 月）を受け、生物多様性保全の取組を地域の生きものをシンボルとして分かりやすく伝える生きものマークの取組を全国各地に広げ、農林水産業が身近な生きものや自然環境の保全に貢献していることへの理解を促進していく。

※ 図 3 生物多様性の保全を重視した農林水産業の推進

## <地域空間施策>

### (5) 森林

我が国は国土の3分の2を森林が占める緑豊かな森林国である。また、その森林は、戦後荒廃した国土の緑化等のために育成された人工林から、屋久島や白神山地、知床のような世界自然遺産に登録される原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生動植物が生息・生育する場となるなど、生物多様性保全において重要な要素となっている。そのため、平成19年7月に農林水産省として、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、これに基づき国内外において施策を推進しているところである。

森林・林業分野における生物多様性の保全の取組としては、森林の整備・保全、国産材利用、担い手の確保・育成、地域づくりなどを幅広い国民の理解と協力を得て総合的に展開するために官民一体となって「美しい森林づくり推進国民運動」を行うなど、森林の多面的機能を高度に発揮させるための整備・保全を進めるとともに、貴重な自然環境の保全・管理を行っている。また、里山林については、適切な手入れが行われることによって自然環境が維持されることから、山村の活性化と併せて、多様な主体による整備・保全を進めるとともに、森林・林業の重要性を認識してもらおう場として活用していくための取組を推進している。

一方、海外においては、森林の保全・造成に関する国際協力や多国間の支援により持続可能な森林経営を推進している。

#### 【事例】

人工林に適切な手入れを行うことで、広葉樹の侵入や下層植生の繁茂が見られる豊かな森林を形成。

※ 写真1 人工林の手入れ（愛知県設楽郡設楽町）

#### 【事例】

地域固有の生物相や生態系を保護するためには、外来種の樹木を駆除することも必要。

※ 写真2 外来種の樹木の駆除（小笠原諸島・母島）

平成 20 年度においては、森林における生物多様性の現状や動向を評価し、分かりやすく伝えることが課題となっていることから、森林における生物多様性にかかる指標の開発に着手しており、森林における生物多様性の評価に用いる昆虫や植物などの指標種を選定するための調査等を行っている。さらに、農林水産省生物多様性戦略のフォローアップを行うとともに、平成 22 年に愛知県で開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて適切に対応するため、12 月には「森林における生物多様性保全の推進方策検討会（座長：有馬孝禮宮崎県木材利用技術センター所長）」を設置している。

## （6）田園地域・里地里山

田園地域や里地里山では、水田、水路、ため池のほか、雑木林、鎮守の森、屋敷林、生け垣など、人の適切な維持管理により成り立った多様な環境がネットワークを形成し、持続的な農林業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間となっている。

このような人の手が入ることによりつくり出される身近な自然環境である田園地域や里地里山では、不適切な農薬・肥料の使用や、経済性や効率性のみを重視した工法による事業を実施した場合には生物多様性への影響が懸念されるほか、近年、里山林の利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加などにより、従来、身近に見られた動植物の減少が見られる一方、特定の野生動物の生息域の拡大などにより、農林業への鳥獣被害が深刻になっている。

そのため、生物多様性が保全され、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産及び田園地域や里地里山の整備・保全を推進するとともに、農業は食料の生産に加え多様な生きものも生み出す活動であるとの視点に立ち、国民が生きものとふれあい、農業と生物多様性の関係に対する認識を深める取組を推進し、農山村の活性化を図ることが必要である。

さらに、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できる田園地域・里地里山を未来に引き継ぐため、農林業の振興、地域活性化、生物多様性の保全、文化の継承など、多岐に渡る諸課題について、長い歴史の中でつちかわれた伝統的知識とともに、新たなバイオマスの利活用技術などを用い、関係機関・団体、国民などが連携して対応を図る必要がある。その際、科学的検討を踏まえて社会的合意形成を図ることも重要である。

## 環境保全型農業の推進

- ・エコファーマーの推進

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者である。

近年、地球温暖化防止や生物多様性保全等への国民の関心の高まりを背景に、生産現場においても環境保全への意識は高まりを見せており、エコファーマーの認定件数が、平成20年3月末時点で約16万8千件となっている。

#### 【事例】ラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」地域での取組

宮城県大崎市田尻では、平成15年から伸蒨地区で渡り鳥と農業の共生を目的とした「冬期湛水水田（ふゆみずたんぼ）」の取組を実施し、「伸蒨ふゆみずたんぼ生産組合」を設立した。

ふゆみずたんぼの実施面積は19.4ha。収穫後の水田にたい肥を散布したり、稲わらを残したままの状態ですべて冬期間湛水状態にすることにより、微生物等が繁殖しやすい状態をつくる。これにより、微生物や水生動物がわらなどを分解させて、養分として土に供給することにより、土づくりが行われる。土壌調査や水生動植物の生育調査等を行いながら、化学合成農薬・化学肥料を使用しない栽培に取り組むことは、生物の生息しやすい環境を整えることにつながる。持続性の高い農業生産への取組が生物の多様性を育み、渡り鳥が飛来するたんぼで収穫した米として付加価値をつけるとともに、地域振興と地域経済の活性化に繋がっている。

なお、平成20年11月には、ラムサール条約第10回締約国会議（COP10）において、水田の持つ生物多様性の保全に果たす役割に注目した「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上（いわゆる「水田決議」）」が採択された。

※ 写真3 ラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」地域

#### ・今後の環境保全型農業について

土壌・肥料に係る学識経験者や農業者、消費者等からなる「今後の環境保全型農業に関する検討会（座長：熊澤喜久雄東京大学名誉教授）」を設置し、平成19年10月から平成20年3月まで8回にわたり検討し、作物生産機能や炭素貯留機能、物質循環機能など、農地土壌が有する公益的機能について取りまとめられた。

また、環境保全型農業のこれまでの取組の評価を踏まえ、環境保全型農業の推進に当たって、「環境に対する農業の公益的機能を高めていく」という視点を明確化することとし、環境保全型農業の目的として、地球温暖化防止や生物多様性保全等を明確に位置づけた。

#### ・有機農業の推進について

有機農業は、化学肥料や農薬を使用しないこと等を基本とする環境への負荷を低減する取組であり、また、消費者からのニーズに即した取組であるものの、未だに取組が少ないことから、その総合的な推進を図るため、平成 18 年 12 月に「有機農業の推進に関する法律」が公布・施行された。

また、「有機農業の推進に関する法律」の成立を受け、農林水産省では、平成 19 年 4 月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定し、有機農業に関する技術の開発・普及、消費者の理解と関心の増進など、農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置いて施策を推進している。

さらに、基本方針に定めた推進策を具体的に実行するため、平成 20 年度からは、有機農業総合支援対策を実施しており、全国 45 地区に対し有機農業の振興の核となるモデルタウンづくりの取組など有機農業の取組への支援を行っている。

#### 【事例】消費者の部屋特別展示「有機農業の目指す世界」

農林水産省では、昨年引き続き、平成 20 年 11 月 10 日から 14 日にかけて、消費者の部屋において有機農業団体の協力を得て、有機農業に関する展示を行い、千人を超える入場者を数えた。今回は、有機農産物の展示や有機農業者の方々の講話などに加えて、期間中、省内の職員食堂において、有機農産物を利用した特別メニューを設け、多くの方に有機農産物を楽しんでいただいた。

※ 写真 4 消費者の部屋特別展示「有機農業の目指す世界」

#### 生物多様性に配慮した生産基盤整備

##### ・生物多様性に配慮した生産基盤整備とは

わが国の農村においては、水田等の農地のほか、用排水路、ため池、二次林である雑木林といった多様な環境（二次的自然）が農業などの人の働きかけによって形成され、多くの生物の生息・生育の場になるとともに、良好な景観を形成してきた。

このような農村環境を保全していくためには、農地・用排水路・ため池等において、生物の生息・生育環境の保全や移動経路の確保等をするなど、環境との調和に配慮した適切な整備や管理に取り組み、持続的な農業の営みを行うことが必要である。

#### 【事例】コウノトリの野生復帰の推進に向けた農地整備

兵庫県豊岡市は県立コウノトリの郷公園を中心として、コウノトリの保護増殖に取り組んでいる。農地整備においても、コウノトリの餌となるドジョウ等が生息できるような、水田と排水路をつなぐ水田魚道の整備（平成 20 年 11 月

時点：111ヶ所）等を行っている。

※ 写真5 コウノトリの野生復帰の推進に向けた農地整備

・取組の推進について

生物多様性に配慮した生産基盤の整備は、農村地域の環境保全に関する基本計画として市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」等を踏まえて実施している（平成20年3月時点：策定市町村数2,708（平成16年3月時点の市町村数3,148に対する市町村数））。また、平成20年度から、農家や地域住民が保全すべきと認識している種を「保全指標種」と設定し、地元の理解を得ながら生物多様性の視点を取り入れた「生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業」を実施している。

※ 図4 生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業

鳥獣による農林水産業被害対策の推進

・総合的かつ効果的な鳥獣被害対策の実施

近年、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、イノシシ、シカ、サルなどの鳥獣による農林水産業被害が広域化・深刻化している。

また、アライグマなどの外来種は農林水産業被害を与えるだけでなく、里山里山の生態系を脅かす存在となっている。

野生鳥獣は、基本的に臆病で人を恐れる生きものであり、農地に接する藪などを隠れ場所として農地に侵入することから、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であり、鳥獣被害を防止するためには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的かつ効果的に取り組むことが必要である。

平成20年2月に「鳥獣被害防止特措法」が施行され、市町村が作成する被害防止計画に基づく、これらの取り組みを総合的に支援するため、20年度から鳥獣被害防止総合対策事業を実施している。

【事例】2町村連携による広域的な鳥獣被害対策

徳島県佐那河内村及び神山町は連携して、被害額の3割軽減を目指し、

- ・ 箱ワナの設置による個体数調整
- ・ サルを追い払うモンキードッグの育成
- ・ サルのテレメトリー調査
- ・ 人と鳥獣の棲み分けを進めるため、家畜放牧による緩衝帯の設置及び耕作放棄地の解消(牛、ヤギ)

等の鳥獣被害対策に取り組んでいる。20年度鳥獣害防止総合対策事業を活用。

※ 写真6 モンキードッグ

※ 図5 家畜放牧による緩衝帯の設置

#### ・取組の推進について

今年度中に鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成する市町村は、740市町村となっている。引き続き、市町村の被害防止計画に基づく主体的な取組を総合的に支援していく予定。

#### 里地里山保全・再生モデル事業

・環境省では、平成16年度から、全国4地域で「里地里山保全・再生モデル事業」を実施している。これは、国（環境省、農林水産省、国土交通省等）、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO等が連携・協力して、保全再生のための体制作りを行い、地域戦略の策定、保全管理の実践、再生整備の実施、普及啓発等を行っていくものである。モデル事業を実施した地域では、地方公共団体による新規のボランティアの募集及び研修、地域住民による絶滅危惧種の保護・監視活動と有機農業の推進、地域の伝統的な生業の維持・再興を通じた生物多様性の保全の取り組みの推進など、地域の様々な特性に応じた、特徴的で優良な取組が推進された。それと同時に、これらのモデル的取組を全国に発信することを通じ、全国各地のさまざまな主体による里地里山における保全・再生活動を促進している。

#### NPO等による施業実施協定に基づく森林整備

・国民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア活動を行うNPO等と森林所有者等が森林施業の実施に関する事項等について協定を締結する施業実施協定制度（平成16年度創設）に基づき、平成17年度に新たに8件の協定を締結し、里山林等の保全・整備を行っている。

#### 耕作放棄地対策

・里地里山生態系の質の劣化をもたらす耕作放棄地（平成17年調べで全国に38万6千ha）の解消・発生防止を図るため、農林水産省では行動計画をたてて、国、都道府県、農業委員会、市町村が一体となって耕作放棄地対策を進めており、具体的には下記の通り。

- ①改正農業経営基盤強化促進法（平成17年9月施行）に基づき、市町村基本構想において遊休農地等を明確化した上で、農業上利用すべきものとそれ以外のものに振り分け、各種支援策の導入を検討するなど、遊休農地解消・

発生防止に関する地域の主体的取組を推進している。

- ②農林水産省では平成18年4月に地域における活動を支援するための「耕作放棄地対策推進の手引き」を作成し、関係機関等に配布し、広く普及推進を図った。また、農振農用地域内の耕作放棄地面積を毎年度調査するなどし、基本構想に示された遊休農地等の解消等にむけた取組の実態等を確認し、市町村等に対して必要に応じた指導・助言を行っている。

## (7) 都市

### 都市における緑地の保全・再生・創出

#### ・エコロジカルネットワークの形成

都市は、本来、人間活動が優先される地域であり、高密度な土地利用、高い環境負荷の集中によって、多様な生物が生息・生育できる自然空間は少なくなっている。そこで、都市計画区域マスタープランや都市緑地法に基づく緑の基本計画等に基づき、都市内に残る貴重な自然的環境を計画的かつ効果的に確保・ネットワークさせるとともに、公園緑地や河川、道路等の緑や水辺空間を総合的に整備・保全を図ることで、都市におけるエコロジカルネットワークの形成を促進している。

現在、約700の市区町村で緑の基本計画の策定が行われており、これは我が国の人口の8割強をカバーしている。

#### ・都市公園の整備

野生生物の生息・生育環境の形成や自然とのふれあいの場となるなど多様な機能を有している都市公園は、生物多様性に貢献する中核となる空間である。平成19年度までの5箇年の社会資本整備重点計画において、生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園緑地を約2,100ha増やす見込みであったところ、約2,800ha増の実績が報告されている。

例えば、滋賀県のびわこ地球市民の森は、廃川敷地に緑を再生する事業であり、市民参加による森づくりが行われている。また、COP10が開催される名古屋市においては、東山動植物園の再生及びそれを核とした東山の森づくりなどによるまちづくりが行われている。

#### ・緑地の保全

都市内で保全すべき貴重な緑地が失われるのを防ぐために、生物の生息生育にも貢献する都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を推進しているところである。

例えば、川崎市では、市内に残された緑地の重要性に配慮して特別緑地保全

地区の指定を精力的に進めており、平成 14 年度に 28ha だったものが平成 19 年度には 78ha と約 3 倍に拡大している。

#### ・緑化の推進

自然環境が少ない都市においては、緑を創出する都市緑化を推進していくことも重要な取組である。COP10 が開催される名古屋市においては、平成 20 年 10 月に市街化区域全域（市域の約 93%）を対象として、都市緑地法に基づく緑化地域制度を全国に先駆けて実施したところである。これは 300 m<sup>2</sup>以上の敷地における建築物の新築や増築時に、建蔽率に応じて敷地の 10~20%の緑化を義務付ける制度であり、これまでの建築動向から推計すると、毎年 35ha の新たな緑が確保されると試算されている。緑化地域の指定については、他の大都市でも取組が進められつつあり、一層の推進が必要である。

※ 図 6 エコロジカルネットワークのイメージ

### （8）河川・湿原など

#### 自然再生事業（釧路湿原の取り組み）

釧路湿原は、日本最大の湿原で、全国の約 6 割の面積を誇り、特別天然記念物のタンチョウやキタサンショウウオが生息し、また人間にとっても保水・浄化機能、洪水調節機能、地域気候緩和機能などを有しており、将来にわたって保全すべき貴重な財産である。

しかし、流域の経済活動の拡大に伴い、近年 60 年で湿原面積の約 3 割が減少し、土砂や栄養塩類の流入によりハンノキ林が約 4 倍に拡大するなど、量的・質的に著しい速度で変化をしていると言われている。

※ 図 7 釧路湿原の変化

そこで、平成 15 年 11 月に地域住民、利害関係者、NPO、専門家、自治体、国などで構成する自然再生協議会を立ち上げ、平成 17 年 3 月に全体構想、平成 18 年 8 月に茅沼地区旧川復元実施計画及び土砂流入対策実施計画（久著呂川）を作成した。

釧路川の茅沼地区においては、河川本来の魚類などの生息環境の復元、湿原植生の再生などを目的に、過去に直線化された河川を蛇行河川に復元する取り組みが実施されている。

※ 図 8 蛇行河川の復元イメージ

## (9) 沿岸・海洋など

### 藻場・干潟の造成・保全

藻場・干潟は、魚介類に産卵場を提供する等水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化や生物多様性の維持等の機能を有しており、こうした公益的機能の発揮を支える社会の共通資源といえるものである。農林水産省では、水産資源の保護・培養と多様な公益的機能の発揮の観点から、藻場・干潟の保全を推進している。

#### ○藻場の機能

藻場は、流れが穏やかなことから、多くの生物の産卵場となっています。また、①隠れる場所が多く、外敵から襲われる危険性が低い、②餌が豊富である等の理由から、幼稚仔期を藻場で生息する生物も多く、水生生物の保育場としての機能も有しています。

#### ○干潟の機能

干潟は、①水温が生息に適する、②酸素が豊富、③海からの捕食者を遠ざけ、外敵との接触が少ない、④餌となる底生動物が豊富であり、効率良く食べることができる等の理由から、幼稚仔期を干潟で生息する生物も多く、水生生物の保育場としての機能を有しています。また、アサリやハマグリといった二枚貝類が多数生息し、水質浄化機能が特に高い海域となっています。

#### ・藻場・干潟の整備等 ―水産基盤整備事業―

平成19年6月に策定された漁港漁場整備長期計画においては、平成19年度から平成23年度までの5年間に、概ね5,000haの藻場・干潟の保全等を目標としている。

この目標達成に向け、水産基盤整備事業により藻場・干潟の整備等を推進している。平成19年度の整備状況は約1,275haで、初年度で5年間の目標の約26%を達成した。

#### ※ 図9 藻場・干潟の整備等

#### ・漁業者等による磯焼け対策の技術的サポート―大規模磯焼け対策促進事業―

ウニや植食性魚類による食害、海洋環境の変化等により、藻場が大規模に長期的に消失する「磯焼け」を改善するため、漁業者等が自ら行う藻場造成の取組に対する技術講習会や技術的サポート、効果的な磯焼け対策の技術開発を行った。

具体的には、磯焼けの要因や対策手法等が異なる様々な海域において、藻場回復に向けた実施プランづくりや効果の検証等の技術的知見の蓄積を図り、これらの取組事例や体制づくり等のノウハウの他地域への技術移転・普及を行っている。

- ※ 写真7 磯焼け対策漁業者向け講習会
- 写真8 ウニによる食害対策の取組

・漁業者と地域住民による環境・生態系保全活動を支援

－環境・生態系保全対策－

藻場・干潟の機能は、これまで漁業者が漁業活動のかたわらに実施する保全活動によって維持されてきた。しかしながら、漁業者の減少、高齢化等により、必要な活動が確保できなくなっており、平成10年以降、藻場・干潟の機能低下や減少が進行している。この結果、漁業資源の減少による漁獲量の減少や水質の悪化等が懸念されるようになっている。

このため、漁業者や地域の住民等が行う、藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動を促進することとし、平成21年度からの施策の導入に向けた調査を平成19年度から平成20年にかけて実施しているところである。

- ※ 写真9 ホンダワラ類の母藻の投入
- 写真10 逆さ竹林タイプの保護礁設置

【事例】 －環境・生態系保全活動支援制度検討会－

環境・生態系保全活動の支援制度の確立を図ることを目的として「環境・生態系保全活動支援制度検討会」が立ち上げられ、有識者による多角的な議論を行い、平成20年7月に制度の骨子となる中間取りまとめが策定された。

### 海岸環境の保全・再生・創出

海岸は、生物にとって多様な生息・生育環境を提供しており、固有の生物も多く存在している。また、津波、高潮、海岸侵食などの災害などから背後の人命や財産を防護する重要な役割を有するほか、海水浴など様々な利用の場としても重要な役割を果たしている。

近年、沿岸部の開発などに伴う自然海岸や自然環境の減少や、生物の生息の場など重要な砂浜の消失、海岸の汚損や海浜への車の乗り入れなどによる海岸環境の汚損などが見られるところもある。

このため「美しく、安全で、いきいきとした海岸を次世代へ継承していくこと」を基本的な理念として、災害からの防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進している。

例えば、ウミガメやカブトガニといった海生生物やコアジサシ、チドリ類などの野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸や自然景観との調和を図る必要が高い海岸において施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸を形成するエコ・コースト事業等を進めている。

※ 写真 11 自然環境や生態系に配慮した整備の推進

### 港湾環境の保全・再生・創出

四方を海に囲まれ、臨海部に人口、資産等が集積する我が国においては、港湾は、海上輸送と陸上輸送の結節点として物流や人流を支える交通基盤であるとともに、陸域と水域が一体となった臨海部の空間であり、国民生活の質の向上や産業活動の発展に大きな役割を果たしている。そして、こうした港湾が将来にわたって社会の多様な要請に応え、その役割を果たしていくためには、生物多様性にも配慮しつつ港湾における環境の保全・再生・創出に積極的に取り組み、健全な状態で将来世代に継承していく必要がある。

こうした取り組みの一例として、港湾局では、港湾整備に伴って発生する良好な浚渫土砂を活用して海底に堆積した汚泥を覆い、水環境の改善と生物多様性の回復を図る覆砂事業（シーブルー事業）を推進している。

東京湾奥の千葉県浦安千鳥沖地区で、平成17年、18年度に実施した覆砂事業（シーブルー事業）のモニタリング調査によると、覆砂後2年が経過した現時点でも、底質からの窒素、リンの溶出が抑制されているほか、底生生物の個体数・種類数ともに増加傾向にあるなど、本事業の効果が確認されている。

※ 図 10 覆砂事業

図 11 覆砂事業のモニタリング調査結果

## 2. 2 横断的・基盤的施策

### (1) 野生生物の保護と管理

#### 絶滅のおそれのある種の保存

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握する必要があることから、「レッドリスト」（絶滅のおそれのある種のリスト）を作成するとともに、一般に公表することで、絶滅のおそれのある種に対する国民の理解を深めている。

また、「種の保存法」（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に基づいて希少野生動植物種を指定し、捕獲及び譲渡などの規制や生息地等の保護を行っているほか、特に個体の繁殖の促進、生息地等の整備などの事業を推進する必要があると認められる種については、「保護増殖事業計画」を策定し、これらの事業を実施している。

表 3：国内希少野生動植物種数と保護増殖事業数

	2002	2009
国内希少野生動植物種	56	81
保護増殖事業	21	47

#### ・生息域外保全

絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみで種を存続させることが難しいと思われる 16 種（平成 19 年 11 月現在）について、兵庫県において野生復帰の取組が進められているコウノトリをはじめ、トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、生息域外保全の取組が進められている。

生息域外保全の取組においては、地方公共団体、各種研究機関、民間などを含めた幅広い参画が不可欠であり、特に動物園、植物園などは中心的な役割を果たしている。

平成 21 年 1 月には、わが国の絶滅のおそれのある種の生息域外保全のあり方について取りまとめ、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を作成した。この基本方針は、各実施主体がよりよい生息域外保全のあり方を見据え、相互に連携・協力して、計画的かつ効率的に生息域外保全が進められることを目的として作成したものである。

なお、(社)日本動物園水族館協会では、種の保存委員会などの組織を設けて血統登録や飼育動物の移動・管理などを行い、飼育下繁殖に関して大きな成果を挙げている。

また、(社)日本植物園協会では、「世界植物保全戦略」を受けて、「2012 年までに当該協会において絶滅危惧植物の 50%を収集・保存する」という目標を設定するとともに、全国において「植物多様性保全拠点園」を設置し、絶滅危惧植物の収集及び保全を行うためのネットワークを構築し、データベースの作成等を進めている。さらに、各拠点園においては、各地域に生育する絶滅危惧植物の収集及び保全を行い、地方公共団体、教育機関などを含めた地域的な取組を進めている。

### 【事例】 トキ

昭和 56 年には、日本の自然の中から姿を消してしまいましたが、佐渡等における人工増殖が軌道に乗り、飼育下において 122 羽まで個体数が増加した平成 20 年 9 月、全鳥捕獲以来 27 年ぶりに、訓練を終えたトキの中から選定された 10 羽を放鳥した。地域の協力を得て、エサ場やねぐら等の生息環境の改善を進めながら放鳥を繰り返し、平成 27 年頃に 60 羽の定着を目指している。

### 【事例】 種子保存

平成 20 年 10 月より、新宿御苑管理事務所において、絶滅のおそれのある植物の種子保存の取組を開始した。

## 野生鳥獣の保護管理

### ・ 特定鳥獣保護管理計画

野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理を実施するため、個体数管理・生息環境管理・被害防除対策等についての特定鳥獣保護管理計画の作成を進めており、平成 21 年 1 月末時点で、ニホンジカ 35 計画、ツキノワグマ 13 計画、ニホンザル 18 計画、イノシシ 25 計画、ニホンカモシカ 7 計画、カワウ 1 計画、合計 99 計画が作成されている。

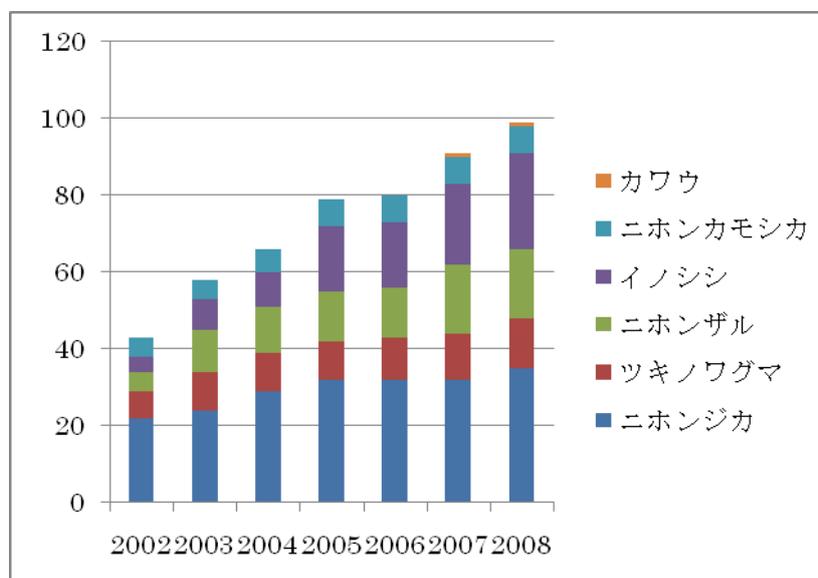


図 12：特定鳥獣保護管理計画種別策定数

### 広域保護管理

都道府県を越えて広域に移動する野生鳥獣については、国及び関係都道府県が特定計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理の指針を作成するとともに、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係都

道府県で整合性が図られた保護管理が必要であり、カワウについては、都道府県を越えた広域の保護管理について連絡・調整を行うために、広域協議会が設置され、広域保護管理指針が策定されている。

#### 鳥インフルエンザなど

わが国でも高病原性鳥インフルエンザが発生しており、ウイルスの伝播に野鳥が関与している可能性が指摘されているところであり、感染経路の解明が急がれている。

国内の野生鳥獣の保護管理及びウイルスの感染経路究明に資するため、渡り鳥の飛来状況に合わせて渡り鳥など野鳥を捕獲して、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を確認するモニタリングを強化している。また、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、緊急に職員及び専門家を現地に派遣し、渡り鳥など野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスが蔓延していないかを確認するためウイルス保有状況調査を実施している。さらに、渡り鳥の飛来経路の解明にも努め、鳥インフルエンザ以外の西ナイル熱やQ熱などの人獣共通感染症について、都道府県等からの情報提供を含め監視の強化に努めている。

#### 生態系をかく乱する要因への対応

##### ・外来種への対応

平成17年6月には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）が施行された。外来生物法に基づき、現在までに96種類の特定外来生物を指定し、主務大臣の許可を得た場合を除き、飼養、栽培、保管、運搬、輸入、譲渡し等及び野外に放つことを禁止している。

これに伴い、外来種による生態系などに対する被害の防止に一定の成果があがっている。

##### ・特定外来生物の防除の実施

国では、希少種の生息地や国立公園、保護林など保護上重要な地域において特定外来生物の防除を実施しており、奄美大島及び沖縄島北部地域におけるジャワマングースの防除事業、小笠原諸島におけるグリーンアノールの防除事業などを実施している。また、オオクチバス等、カミツキガメ及びアルゼンチンアリ等に係る防除モデル事業を実施し、その成果をとりまとめて各地の防除活動に役立てることとしている。さらに、各地域においても地方公共団体や民間団体等が防除活動を展開している。

##### ・バラスト水の管理

船舶バラスト水を通じて移動する外来種による海洋生態系の攪乱<sup>かくらん</sup>などが懸念

されており、2004年に国際海事機関（IMO）において、「バラスト水管理条約」が採択されました。現在、同条約の発効のために作業が行われているところであり、わが国も引き続き条約の発効に必要な作業に貢献することとしています。

- ・国内で人為的に移動される在来種への対応

国内の在来種であっても、自然に分布していない地域に持ち込まれることにより、持ち込まれた地域の生態系に被害を及ぼすことがある。そこで、生物多様性の保全上特に重要な地域である国立・国定公園の特別保護地区および原生自然環境保全地域においては、平成18年1月より動植物の放出等を新たに規制した。

一部の国立公園においてはグリーンワーカー事業等を活用し、外来種の駆除等を実施している。

- ・遺伝子組換え生物

わが国は、平成15年に「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（カルタヘナ議定書）」を締結し、平成16年の議定書の国内での発効と同時に、国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」が施行され、同法に基づき遺伝子組み換え生物等の使用によって生物多様性への影響が生じないよう事前の影響評価などを実施するなど生物多様性の確保を図っている。

- ・化学物質等

  - 化学物質審査規制法の改正

    - 平成15年改正において、人の健康保護の視点に加え、生態系への影響を考慮する観点から動植物への毒性を新たに化学物質の審査項目に追加した。

    - 平成21年3月時点で、既存化学物質を含む124物質を生態影響の観点から第三種監視化学物質に指定する等、必要な措置を行っている。

    - また、平成21年2月、既存化学物質のリスク評価に係る措置の強化等を内容とする化審法改正案を国会に提出した。

  - 水質環境基準

    - 環境基本法に基づく水質環境基準においても、水生生物に係る水質環境基準を設定した。（平成15年11月）

  - 農薬取締法

    - 農薬取締法に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を改正（平成17年4月施行）、魚類への毒性評価に加え藻類、甲殻類を評価対象

に追加した。

### 動物の愛護と適正な管理

改正動物愛護管理法が平成 18 年 6 月に施行された。これに伴い、動物取扱業に関する基準、特定動物（危険動物）に関する基準、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置等、各種基準・指針等の策定及び改定を行い、ペット由来の動物による生態系への影響対策として飼養動物の管理の徹底の強化を図った。また、個体識別措置の普及のため、獣医師等を対象としたマイクロチップ埋込みのための技術マニュアルの作成及びマイクロチップ埋込み方法に係る技術講習会を開催した。

## **（２）遺伝資源などの持続可能な利用**

### 農林水産分野における遺伝資源の保存と利用

現在、熱帯林の乱伐や農業の近代化による開発などによる生物遺伝資源消失の危機性が一層増大しており、生物の多様性を保全する意味からも貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要である。

このため、農林水産省においては、ジーンバンク事業を昭和 60 年に開始し、現在、独立行政法人農業生物資源研究所をセンターバンクに 5 つの独立行政法人などのサブバンクが、林木などの森林・林業に関する生物については独立行政法人森林総合研究所が、また、水産生物については独立行政法人水産総合研究センターが組織的に取り組み、植物、動物、微生物、DNA、林木、水産生物の各部門の国内外の遺伝資源の探索・収集、分類・同定、特性評価、増殖、保存を行っている。この結果、食料・農業関係の植物遺伝資源 24 万点をはじめとして、世界有数の保存点数を誇るジーンバンクとして機能している。これら収集・保存された遺伝資源は、研究開発試料として利用者に配布及びその情報の提供が図られ、新たな作物品種の開発に大きく貢献している。また、バイオテクノロジーなどの研究開発を支える知的基盤として今後ともさらなる収集・受入の強化を図ることとしている。

- ※ 写真 12、13 遺伝資源探索の様子
- 写真 14、15 遺伝資源の評価
- 写真 16 種子保存庫

## 研究開発を通じた生物多様性保全への貢献

ライフサイエンス分野の研究開発において、マウスや遺伝子材料などの遺伝資源は、実験動物のほか、ヒトや動物の遺伝子や研究用標準化細胞などとして遺伝子機能の解明や生体機能解明などのために利用されており、遺伝資源を適切に収集・保存し、利用できる体制を整えることは本分野の研究開発の推進に不可欠である。

特に、2003年（平成15年）4月にヒトゲノムの塩基配列の解読が完了したほか、他の生物種においてもゲノム情報の解析が急速に進みつつあり、こうしたゲノム情報を利用するポストゲノム研究において国際的な研究競争が激化する中、遺伝資源の重要性はますます高まっている。

こうした背景を鑑み、各種遺伝資源に関する情報の総合的な収集・発信などを行う情報・システム研究機構国立遺伝学研究所「生物遺伝資源情報総合センター」、及び理化学研究所バイオリソースセンターにおける収集、保存などの体制整備を行うとともに、国家的視野に立ち、わが国の知的基盤を10年後に世界最高レベルにすることを目標にした「知的基盤整備計画」（平成13年8月科学技術・学術審議会）を踏まえ、各専門機関と中核機関のネットワークで構成される遺伝資源のナショナルセンター的機能を整備し、国内における遺伝資源の収集・保存・提供体制などを一層充実する。

### **（3）普及と実践**

#### 環境教育・学習の推進

学校教育において、児童生徒が生物多様性を含む環境についての理解を深め、環境を守るために主体的に行動がとれるようにすることは極めて重要である。従来より、各学校において、社会科や理科などの教科や道徳などの教育活動全体を通じて環境教育が行われているところであり、現行学習指導要領においても、理科などの各教科などにおける環境に関わる内容の充実を図るとともに、「総合的な学習の時間」において、生物多様性を含む環境問題について、体験的・問題解決的な学習を通して、環境教育の充実を図っているところである。今後とも、教育基本法の改正の趣旨を踏まえ、学校教育における環境教育の充実が図られるよう努めていく。

また、学校外でも、自然公園等さまざまなフィールドにおいて、自然とのふれあい活動の推進、自然とのふれあいの場の提供、普及啓発活動を行っている。

さらに、エコツーリズム推進法では、環境教育の場としての活用が位置づけられており、同法の施行を受け、その普及啓発に努めている。

#### (4) 国際的取組

##### ラムサール条約

国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全の促進、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を目的として定めている「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の実施を推進するため、国際的に重要な湿地についてラムサール条約湿地への登録を進めるとともに、湿地の保全及び賢明な利用、普及啓発などを行っている。

平成 14 年（ラムサール条約締第 8 回約国会議（COP 8）開催年）に 2 か所、平成 17 年（ラムサール条約第 9 回締約国会議（COP 9）開催年）に、湿原、水田、湖沼、カルスト地形、干潟、サンゴ礁、マングローブ林、藻場、浅海域など多様なタイプの国内湿地計 20 か所、平成 20 年（ラムサール条約第 10 回締約国会議（COP 10）開催年）には 4 か所が新たに条約湿地に登録された。また、平成 20 年には琵琶湖の登録面積拡大も行われ、平成 20 年 11 月現在、わが国の条約湿地は、藤前干潟、蕪栗沼・周辺水田、野付半島・野付湾など、計 37 か所、131,027ha となっている。

また、「COP 10」では、日韓の NGO の提起により政府提案した決議「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」（いわゆる「水田決議」）が採択されている。

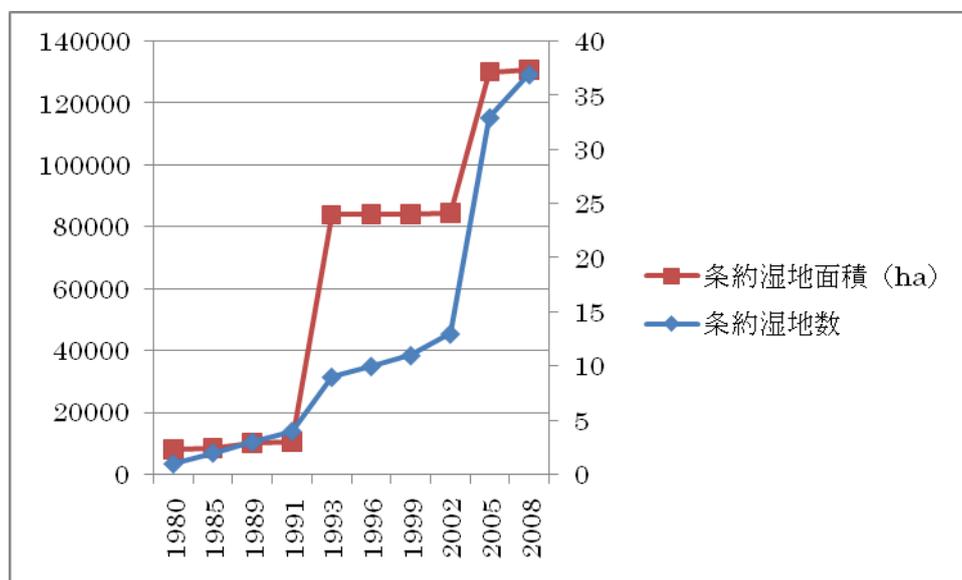


図 13：ラムサール条約湿地数と条約湿地面積の推移

##### ワシントン条約

わが国は 1980 年（昭和 55 年）に締結し、本条約に基づき、附属書 I～III に掲げられている種の輸出入の規制を「外国為替及び外国貿易管理法」の輸出入

易管理令及び輸入貿易管理令並びに関税法に基づいて行っている。さらに「ワシントン条約」の附属書 I に掲げる種については「種の保存法」に基づき、国内での譲渡しなどの規制を行っており、こうした国内法の適切な運用により条約の実施を推進している。また、わが国は、国外では条約実施のための途上国支援を行っている。

### 世界遺産条約

わが国においては、屋久島（10,747 ha）、白神山地（16,971 ha）に加え、2005年に知床（71,103 ha）が3番目の世界自然遺産として世界遺産一覧表に記載された。

知床については、第32回世界遺産委員会において、記載時の勧告事項に適切に対応していることが評価された。

#### **【事例】**

知床では、遺産の管理にあたり、知床の保全に関わる地域の団体や行政機関が集まり、互いの取組を確認し、基本的な方針について協議している。また、専門家が科学的な観点から助言をするための科学者による会議が設置されている。

これらの取り組みは、IUCNの保全状況調査において、他の世界自然遺産地域の管理のためのすばらしいモデルであると高い評価を受けた。

### 1990年の油による汚染に係る準備対応及び協力に関する国際条約（OPRC条約）

「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（OPRC条約、1990年（平成2年）採択）」は、大規模油流出事故に対応するための国際協力体制の整備などを目的としており、わが国は1995年（平成7年）に締結し、また、同条約の汚染対象物質の範囲を油以外の危険物質及び有害物質へ拡大した「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備対応及び協力に関する議定書（OPRC-HNS議定書、2000年（平成12年）採択）」も、わが国は2007年（平成19年）に締結した。本条約及びOPRC-HNS議定書に対応するため、わが国は油などによる汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（以下、国家緊急時計画）を策定した。脆弱環境沿岸図については、これまで油流出事故に備えた体制を整備してきたが、HNS議定書において有害液体物質も国家緊急時計画の対象となったこと、また、埋立てなどの事業により各地域の海岸の地形が変化していることから、今後も沿岸環境脆弱図の拡充及び更新を図り、適切に管理していく。また、国家緊急時計画に基づき、野生生物の救護・影響評価を的確に実施できる体制の整備していく。

### 二国間渡り鳥条約・協定

「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国

政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（日米渡り鳥保護条約、1974年（昭和49年）発効）、「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約（日ロ渡り鳥保護条約、1988年（昭和63年）発効）」、「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（日豪渡り鳥保護協定、1981年（昭和56年）発効）」及び「渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定（日中渡り鳥保護協定、1981年（昭和56年）発効）」に基づき、渡り鳥などやその生息環境の保護を図るため二国間の渡り鳥などに関する研究、情報交換、捕獲の規制、保護区の設定などの施策を実施している。また、絶滅のおそれのある鳥類とされた種については、国内で「種の保存法（1993年（平成5年）4月施行）」に基づき取引規制を行っている。

#### アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

アジア太平洋地域において、渡り性水鳥とその生息環境の保全を図るための国際的枠組みとして、日豪政府主導のもと1996年（平成8年）に策定された「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」に基づき、関係国政府、国際機関、非政府団体及び専門家などとの連携のもとシギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の重要生息地ネットワークが構築された。ネットワーク参加地域間では、渡り鳥及びその生息地の保全に関する情報交換、調査研究などの国際協力が実施された。2006年（平成18年）には、当該戦略の終了とともに、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が新たに発足し、わが国からも27湿地が本パートナーシップに基づく重要生息地ネットワークに参加している。

#### 国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）

わが国は、サンゴ礁を有する数少ない先進国として、サンゴ礁及び関連する生態系（マングローブや藻場など）の保全を目的として、1994年（平成6年）に構築された国際的枠組みである国際サンゴ礁イニシアティブ（International Coral Reef Initiative、ICRI）を関係各国と協力して推進している。

日本政府は、パラオ共和国政府とともに、2005年7月～2007年6月の2年間、ICRIの事務局を担当した。また、国際サンゴ礁年である2008年（平成20年）には国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議／第4回ICRI東アジア地域会合をわが国で開催するとともに、東アジアを中心とした海域におけるサンゴ礁保護区ネットワーク戦略の策定に着手した。

#### 人間と生物圏（MAB）計画

わが国では、国連教育科学文化機関（UNESCO）の国際共同事業のひとつである「人間と生物圏（Man and Biosphere : MAB）計画」の最も重要な柱であ

る「生物圏保存地域」として、屋久島、大台ヶ原・大峰山、白山及び志賀高原の4地域が UNESCO の指定を受けています。

#### 政府開発援助 (ODA)

我が国は、2003年8月に閣議決定された政府開発援助大綱において、4つの援助実施の原則の一つとして「環境と開発の両立」を掲げるとともに、重点課題の一つに環境問題を含む「地球規模の問題への取組」を位置づけている。更に、2005年に策定した「政府開発援助に関する中期政策」においては、環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組の中で、自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」を一つの重点分野として掲げている。

また、我が国は、2002年に「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ (EcoISD: Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development)」を公表しているが、これはODAを中心とした環境協力を引き続き効率的かつ効果的に進めていくことを目指し、「人間の安全保障」、「自助努力と連帯」、「環境と開発の両立」を理念とするイニシアティブで、その重点分野の一つに「自然環境保全」を位置づけている。

上記のイニシアティブなどに基づき、日本政府は開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて世界レベルの生物多様性の保全に積極的に貢献している。ODAを通じた支援のグッドプラクティスとして以下のようなものがある。

##### ・国際サンゴ礁センター強化プロジェクト (パラオ)

我が国の無償資金協力により、サンゴ礁及び関連する海洋生物の研究活動やその保全についての啓発活動を行うセンターがパラオに設立された(2001年1月)。本件プロジェクトでは同センターの組織強化・自立発展を支援するため、同センターの中期戦略計画に即して2002年10月から2006年9月まで4年間の協力を実施し、同センターの研究機能、啓発・教育機能の強化を図った。同センターは地球規模サンゴ礁モニタリングネットワークのミクロネシア地域の拠点としての機能を担っており、地球規模のサンゴ礁保全への貢献が期待されている。(無償・技協)

##### ・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム (マレーシア)

マレーシアのサバ州において5年間の予定で2002年に開始。教育・研究、行政、環境啓発を統合した自然環境保全のための包括的な手法・体制を持続可能なかたちで確立することを目的とする。協力開始後、関連機関の連携強化やサバ州の人々の自然環境に対する意識の向上が認められており、具体的な成果として、住民に配慮した公園づくり、保護区管理計画の策定、新しい保護区の

設置などの新しい動きが見られている。(技協)

### ボン条約

わが国は既に締結している二国間渡り鳥条約・協定、ラムサール条約、ワシントン条約などを着実に実施するとともに、未加盟であるボン条約に係る国際的取組の動向を踏まえつつ、本条約に関連する協定・覚書を含め、本条約への対応の必要性について検討し、絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全を図っている。

### **(5) 情報整備・技術開発**

昭和48年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めている。国土の自然環境の基本情報図である縮尺2万5千分の1植生図については、国土の約44%（平成21年3月現在）を整備しているが、平成24年3月までに国土の約6割とすることを目指し取り組みを進めている。

平成15年度に開始した「モニタリングサイト1000」では、研究者、地域の専門家、NGO、市民などの参加のもと、わが国の代表的な生態系（森林、里地里山、陸水域、沿岸域など）の長期的な生態系モニタリングを進めている。平成21年3月までに、1023箇所の調査サイトを設置した。

また、生物多様性条約第17条（情報の交換）及び第18条（科学技術協力）に基づくクリアリングハウスメカニズム（生物多様性情報の流通・交換促進のための仕組み）については、わが国では平成16年7月のシステム運用開始以降、着実にデータ数を拡大し、現在約800件（平成21年2月現在）のメタデータ（データにアクセスするために必要な情報源情報）が登録されている。

### **(6) 地球温暖化に対する取組**

第三次生物多様性国家戦略で、これまで整理された我が国の生物多様性におきている3つの危機と並ぶ、避けがたい危機として「地球温暖化による危機」を位置づけたところ。地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努め、その緩和と影響への適応策を生物多様性の観点からも検討していく必要がある。

#### ・緩和策

京都議定書目標達成計画(2005年4月策定、2008年3月改定)に基づく温室効果ガス排出抑制などの対策

#### ・モニタリング及び適応策

重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）などを通じた温暖化の生態系影響の監視・モニタリングを進めている。ま

た、生態系ネットワークの形成推進など適応策の検討を実施中。

これらの取組については、新たに国家戦略に盛り込まれたものであるため、その進捗状況の点検については2009年以降に実施する予定となっている。

## (7) 環境影響評価など

### 環境影響評価

「環境影響評価法」(平成11年6月施行)においては、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場などの13種類の事業のうち、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うこととしている。

環境影響評価の具体的な進め方に関して事業種すべてに共通する基本的な事項を定めた「基本的事項」では、事業特性や地域特性などを踏まえて環境影響評価の項目・手法を的確に選定することが必要とされている。評価項目の区分として挙げている「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かな触れ合い」については、学術上又は希少性の観点から重要な動植物や傑出した自然景観など、貴重な価値を持つものだけでなく、身近な自然との触れ合いや地域の生態系を特徴付ける身近な生物なども含め、事業者がより良い環境配慮を事業内容に組み込むことを求めている。また、環境配慮の方法については、事業により失われる環境と同種の環境を創出するなどの代償措置よりも、まず、影響そのものの回避、低減を優先して検討すべきこととされている。

加えて、わが国の47の都道府県全てと、17の政令指定都市のうち14の都市に条例による独自の環境影響評価制度があり、地域の実情を踏まえて適切な環境配慮を行うこととしている。

事業者が、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を実施した事業(手続が終了した事業及び手続中の事業)は、平成20年3月末現在で177件である。各事業の実施にあたり、環境影響評価書について必要に応じて環境大臣が意見を述べるとともに、環境省では環境大臣意見を述べた事業などについて、手続終了後のフォローアップ体制の強化を進めていく。

また、現在、環境省において、環境影響評価法の施行の状況について検討を進めており、今後、法の見直しを含め必要な措置を講じるとともに、基本的事項の点検を実施し、制度の充実を図っていく。

## 戦略的環境アセスメント

環境省が設置した学識経験者による戦略的環境アセスメント総合研究会において、上位計画のうち位置・規模などの検討段階のものについて、事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るための共通的な手続・評価方法などを示す戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（SEA ガイドライン）を平成 19 年 3 月に取りまとめた。この SEA ガイドラインでは、評価項目の範囲の区分として、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」、「人と自然との豊かな触れ合い」を挙げている。

今後、事業の特性や SEA ガイドラインなどを踏まえて、取組についての検討や実施事例の積み重ねを進める。また、それら取組の状況などを踏まえて SEA ガイドラインを不断に見直す。

具体的な取り組みとしては、SEA ガイドラインを受け、環境省が設置した学識経験者検討委員会における検討を踏まえ、最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（案）を平成 21 年 3 月に取りまとめた。

さらに、国土交通省においては、道路、河川、空港、港湾などの公共事業についても、その計画プロセスにおける情報公開や市民参加のガイドラインなどの提示など、関連する先行的な取組を進めており、これまでの取り組みや各事業における事例等を基に、公共事業の構想段階における計画策定プロセスのあり方について、標準的な考え方を示す公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（計画策定ガイドライン）を平成 20 年 4 月に策定した。この計画策定ガイドラインが示す構想段階における計画策定プロセスは、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に導き出す過程を住民参画のもとで進めていくこととしており、いわゆる戦略的環境アセスメントを含むものとなっている。

### 3. 国家戦略の実施と条約の条文、条約の分野別・分野横断的課題との対応

4つの基本戦略に基づいた各種の取組は条約の条文や分野別課題・横断的課題に対応させることができる。各取組の詳細については平成19年11月に策定した第三次生物多様性国家戦略に記述してあるため、ここでは簡単な紹介にとどめる。

#### 3.1 条約の条文との対応

条文		国家戦略対応箇所
第5条 協力	<p>生物多様性関連条約としては、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（カルタヘナ議定書）」「ラムサール条約」「ワシントン条約」「世界遺産条約」「南極条約（環境保護に関する南極条約議定書）」「砂漠化対処条約」「二国間渡り鳥条約・協定」等を締結。また、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」「人間と生物圏（Man and Biosphere：MAB）計画」「国連森林フォーラム（UNFF）」「国際熱帯木材機関（ITTO）」「モントリオール・プロセス」「アジア森林パートナーシップ（AFP）」「クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金」「地球規模生物多様性情報機構（GBIF）」、「地球観測に関する政府間会合（GEO）」をはじめとする各種国際的プログラムへの積極的な取組を通じて他の締約国と協力し、生物多様性の保全に貢献している。</p> <p>（【第2章2.2（4）国際的取組】も参照）</p>	<p>第2部 第2章 第4節 国際的取組</p>
第7条 特定及び監視（モニタリング）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「モニタリングサイト1000」での長期的な生態系モニタリング、「自然環境保全基礎調査」での国土全体の生物多様性の現況把握や変化状況の監視</li> <li>・「河川水辺の国勢調査」による河川に生息・生育する生物の全国的調査</li> <li>・全国土の森林約15,700地点における「森林資源モニタリング」</li> </ul> <p>などの取組を実施。</p>	<p>第2部 第2章 第5節</p>
第8条 生息域内保全（a）～（e）（保護地域）	<p>保護区の指定など重要地域の保全が行われている。</p> <p>（【第2章2.1（2）重要地域の保全】も参照）</p>	<p>第2部 第1章 第1節</p>

第 8 条 生息域内保全 (g) (バイオテクノロジー)	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の規制が行われている。(【第 2 章 2. 2 (1) 野生生物の保護と管理】も参照)	第 2 部 第 2 章 第 1 節 3. 1
第 8 条 生息域内保全 (h) (外来種)	外来生物法に基づく対象種の輸入制限、防除等の取り組みを実施(【第 2 章 2. 2 (1) 野生生物の保護と管理】も参照)	第 2 部 第 2 章 第 1 節 3. 1
第 8 条 生息域内保全 (j) (伝統的知識)	国内での普及啓発等の取組を実施。	
第 8 条 生息域内保全 (a) ~ (e) (h) (j) 以外	自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護法、種の保存法、自然再生推進法等による各種取組を実施(【第 2 章 2. 1 (2) 重要地域の保全、(3) 自然再生、2. 2 (1) 野生生物の保護と管理】も参照)	第 2 部 第 1 章 第 3 節
第 9 条 (生息域外保全)	【第 2 章 2. 2 (1) 野生生物の保護と管理】に挙げた希少野生動植物種の保護増殖事業の他、ジーンバンク事業による遺伝資源の保存等を進めている。	第 2 部 第 2 章 第 1 節
第 10 条 (持続可能な利用)	第三次生物多様性国家戦略及びそれに基づく各種施策により持続可能な利用のための措置を講じている。	
第 11 条 (奨励措置)	多様な主体による生物多様性に関する取組を促進するための経済的措置としては、国からの補助金や交付金(生物多様性保全推進支援事業、緑化対策事業など)、税制上の措置、各種基金による助成(地球環境基金など)、損失補償、任意の募金や協力金の提供、地方公共団体による森林環境税などがある。	第 2 部 第 2 章 第 3 節
第 12 条 (研究及び訓練)	研究・技術開発を推進するため、「第 3 期科学技術基本計画」に基づき策定された「分野別推進戦略」では、「持続可能な生態系の保全と利用を実現する」、「わが国発のバイオマス利活用技術により生物資源の有効利用を実現する」が実現すべき個別政策目標として挙げられている。また、「地球環境保全等試験研究費」、「地球環境研究総合推進費」等の競争的資金があるほか、各調査研究機関による調査研究が実施されている。	第 2 部 第 2 章 第 5 節

第13条(教育と普及啓発)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際生物多様性の日」(5月22日)を記念した行事をはじめ、生物多様性センターにおける展示、各種行事やパンフレット、インターネットなどを活用した生物多様性に関する普及広報</li> <li>・「いきものにぎわいプロジェクト」(例:「地方版生物多様性戦略作成の手引き」、「企業活動ガイドライン」)の作成、生物多様性をわかりやすく伝えるためのコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」の策定)</li> </ul> <p>などの取組を実施。</p>	第2部 第2章 第3節1. 1
第14条 影響の評価及び悪影響の最小化	環境影響評価については【第2章2. 2(7)環境影響評価等】も参照。	第2部 第2章 第7節
第15条 遺伝資源の取得の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジーンバンク事業における遺伝資源提供国とのPIC(事前合意書)、MTA(材料移転契約書)の締結</li> <li>・研究協力の際にボンガイドラインを基礎としたMOUの締結</li> <li>・「遺伝資源へのアクセス手引き」の作成(平成17年)、ワークショップの開催などによる産業界等への周知徹底</li> </ul> <p>などの取組を実施</p>	
第16条 技術の取得の機会及び移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICAを通じた遺伝資源に関する国際協力プロジェクト、NITEにおける資源保有国への技術移転の取組、日本、韓国・中国など12カ国による「アジア・コンソーシアム」を通じた各国とのネットワークの構築、人材育成の推進など</li> </ul>	第2部第2章 第2節
第17条 情報の交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年に国内の生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムの運用を開始。</li> <li>・WebGISを活用したデータの整備・提供等、生物多様性情報システム(J-IBIS)を通じた情報提供</li> <li>・「地球規模生物多様性情報機構(GBIF)」へのデータ提供など</li> </ul>	第2部 第2章 第5節 2. 4
第18条 技術上及び科学上の協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ODA事業を通じた開発途上国への協力等を実施(【第2章2. 2(4)国際的取組】も参照)。</li> </ul>	第2部 第2章 第4節
第20条 資金	日本は生物多様性条約発効以来、最大の拠出国であるだけでなく、世界銀行(2位)、GEF(2位)、GBIF(2位)、FAO(2位)、ITTO(1位)へも拠出をしている。CEPF、森林炭素パートナーシップ基金(FCPF)、東南	第2部 第2章 第4節3. 6

	アジア漁業開発センターにも拠出している。	
--	----------------------	--

### 3. 2 分野別・分野横断的課題との対応

分類学	国内での野生生物目録や標本情報の整備を進めているほか、国際的には、GTI、Species2000、GBIF など国際的プロジェクトとの協力に係る取組を実施している。	第2部 第2章 第4節
エコシステム アプローチ	生物多様性国家戦略の5つの基本的な視点の1つ。【第2章1. 3】参照) 例えば、自然再生法【2. 1】など各種法制度・計画・施策において、エコシステムアプローチの一つである順応的管理が取り入れられている。	
気候変動と生物多様性	さまざまな温暖化緩和策を実施しているほか、第三次生物多様性国家戦略では、「地球温暖化による生物多様性の危機」が新たに記述され、気候変動が生物多様性に与える影響のモニタリング、気候変動の影響を受けた生物が移動により適応できるような生態系ネットワークの検討等を進めている。（【第2章2. 2（6）地球温暖化に対する取組】も参照）	第2部 第2章 第5節
観光と生物多様性	平成15年に環境大臣を議長とする「エコツーリズム推進会議」で取りまとめられた推進方策に基づき、情報の発信やエコツーリズム大賞、モデル事業等を実施。さらに、エコツーリズム推進法の平成19年6月成立・翌年4月施行を踏まえ、エコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。 また、グリーン・ツーリズムの推進のための各種施策を実施。	第2部 第2章 第3節
農業生物多様性作業計画	農林水産省生物多様性戦略の策定など（【第2章2. 1（4）農林水産業】も参照）。	
内陸水生物多様性作業計画	ラムサール条約を批准し、条約湿地の登録数の増加など、湿地保全の取組を進めている。 また、内陸水生物多様性については、「モニタリングサイト1000」、「河川水辺の国勢調査」等によりモニタリングが行われている。	第2部 第1章 第8節 河川・湿原など
森林生物多様	国土の3分の2を占める森林は、生物多様性の保全にお	第2部

性作業計画	いて重要な要素であり、自然公園などの保護制度のほか、多様な森林づくり、適切な保全・管理の推進に関する各種施策を実施している（【第2章2. 1（2）重要地域の保全、（5）森林】も参照）	第1章 第5節
海洋・沿岸生物多様性作業計画	平成19年4月に成立した海洋基本法において、海洋政策の6つの基本理念の第一番目である「海洋の開発・利用と海洋環境保全との調和」の中に、海洋の生物多様性確保の重要性が盛り込まれた。これを受けた海洋保護区のあり方の明確化、国立・国定公園の指定や管理の推進、藻場・干潟・サンゴ礁の保全・再生などの各種施策を推進している。（【第2章2. 1（9）沿岸・海洋など】も参照）	第2部 第1章 第9節
山岳生態系作業計画	山岳地域に限定した施策は特にないが、自然環境保全法、自然公園法等で保護地域に指定されている場所も多く、標高2000m以上では77.0%が国立・国定公園に指定されており、各種保護制度により山岳生態系の保護を図っている。	
島嶼生物多様性作業計画	島嶼の生態系は、固有種が多いなど特有の生物相を有している。現在、種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定している47種の半数以上が島嶼地域に生息・生育する種となっているなど、島嶼部に生息する生物種の多くが絶滅のおそれのある種に選定され、保護増殖の取組、外来種の防除対策などが実施されている。	第2部 第1章 第9節 1. 5

農林水産省生物多様性戦略の着実な推進

○ 田園地域・里地里山の保全



・ 有機農業等環境保全型農業の推進



・ 生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進

○ 森林の保全



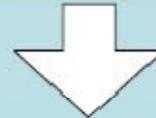
・ 間伐等による森林の適切な整備・保全

○ 藻場・干潟の保全



・ 漁業者を中心とした藻場・干潟の保全活動への支援

生物多様性と農林水産業の関係を定量的に計る  
**生物多様性指標**  
の開発

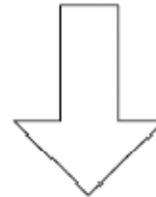


関連施策の効果的な推進

生きものマークを活用して、生物多様性に貢献するわが国農林水産業に対する理解の促進



地域の取組事例



○ **生物多様性の保全を重視した農林水産業を強力に推進**

○ **2010年に名古屋市で開催される生物多様性条約COP10で世界へ発信**

図3：生物多様性の保全を重視した農林水産業の推進

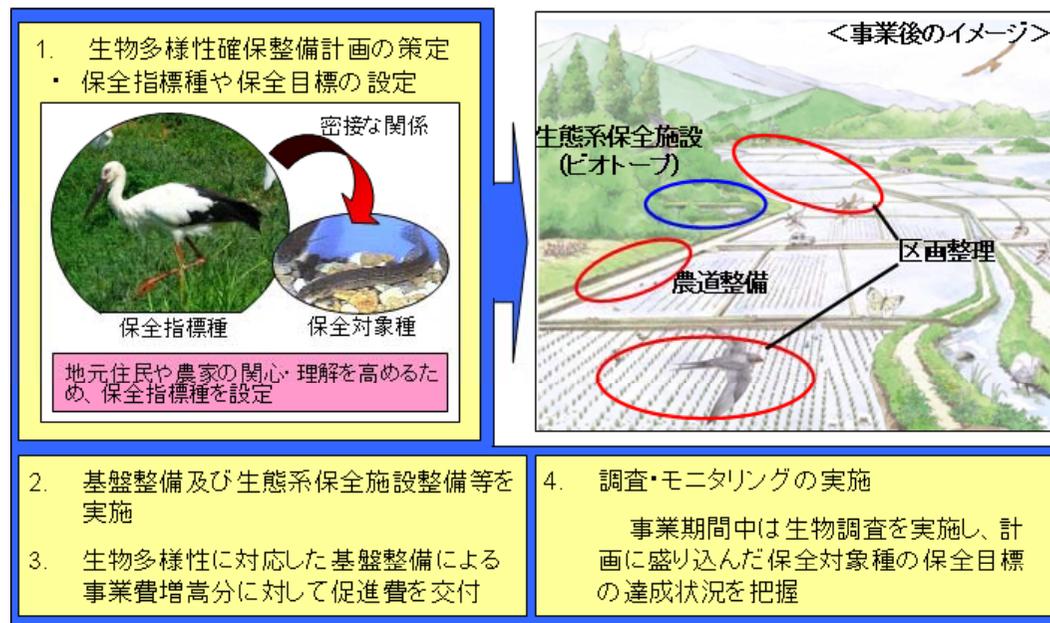


図4. 生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業

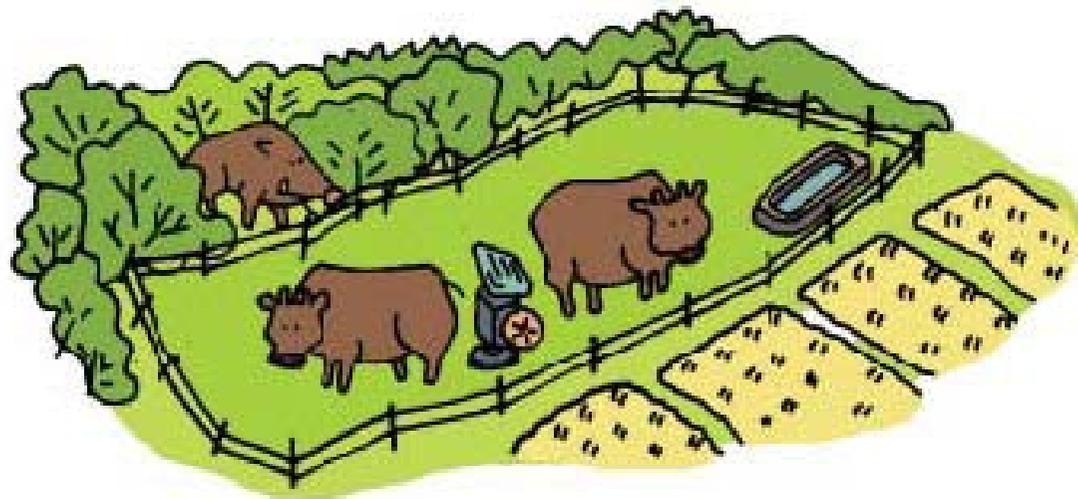
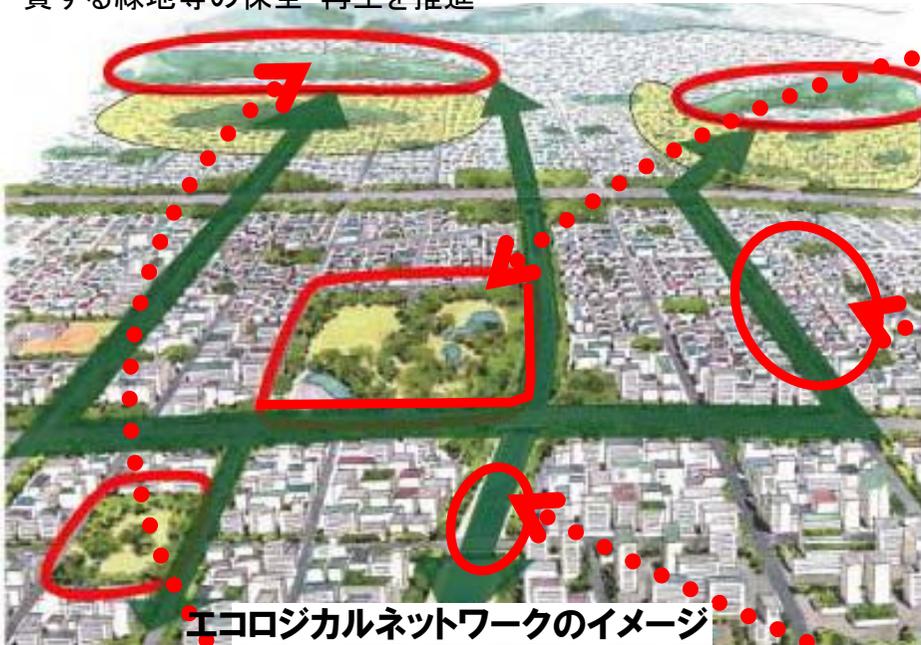


図5. 家畜放牧による緩衝帯の設置

# 都市における生物多様性に関する取組事例

市町村の緑の基本計画等に基づき、エコロジカルネットワークの形成に資する緑地等の保全・再生を推進



エコロジカルネットワークのイメージ

都市公園の整備により、生物の生息・生育の拠点となる緑を再生・創出



座間谷戸山公園(座間市)



谷津干潟(習志野市)

緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度等による建築敷地内や建築物の緑化の推進



特別緑地保全地区により、生物の生息・生育の拠点となる緑地を保全



小沢城址特別緑地保全地区(川崎市)



熱田神宮特別緑地保全地区(名古屋市)

下水道整備等による水質改善や下水処理水、下水道雨水渠等を活用した水辺空間の再生・創出



図6. エコロジカルネットワークのイメージ

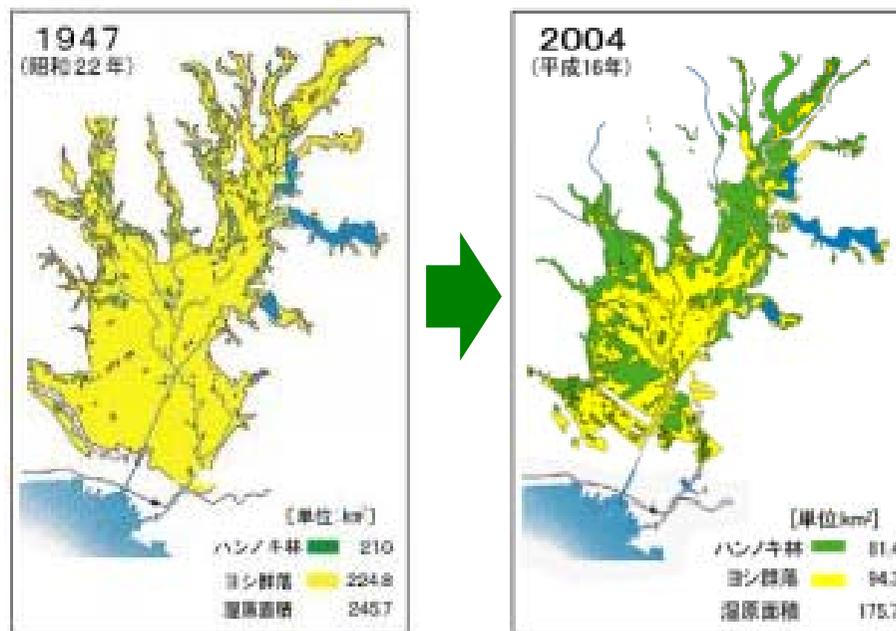


図7. 釧路湿原の変化

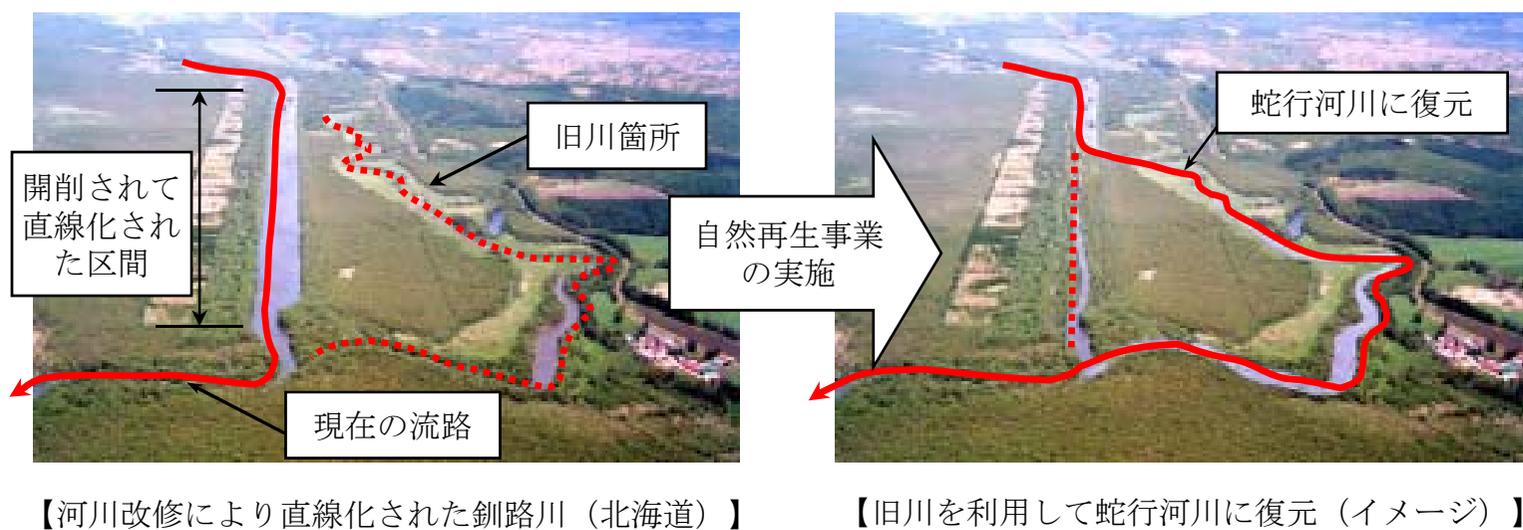
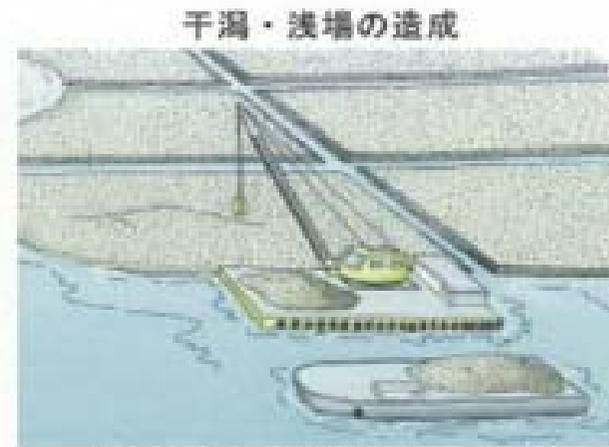


図8. 蛇行河川の復元イメージ



藻場や海中林の造成  
 (底質環境の改善、海藻の種苗移転)

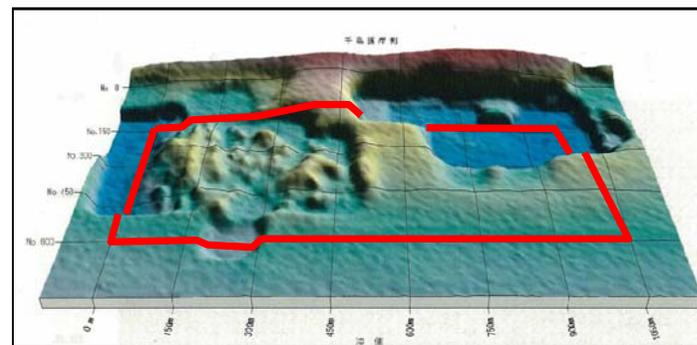


砂の投入により人工的に干潟・浅場を造成  
 (干潟の水質改善効果)

図9. 藻場・干潟の整備等



【施工前】



【平成18年度工事完了後】

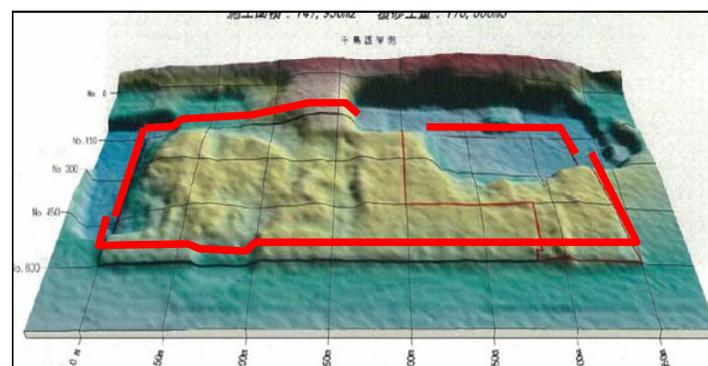


図10. 覆砂事業

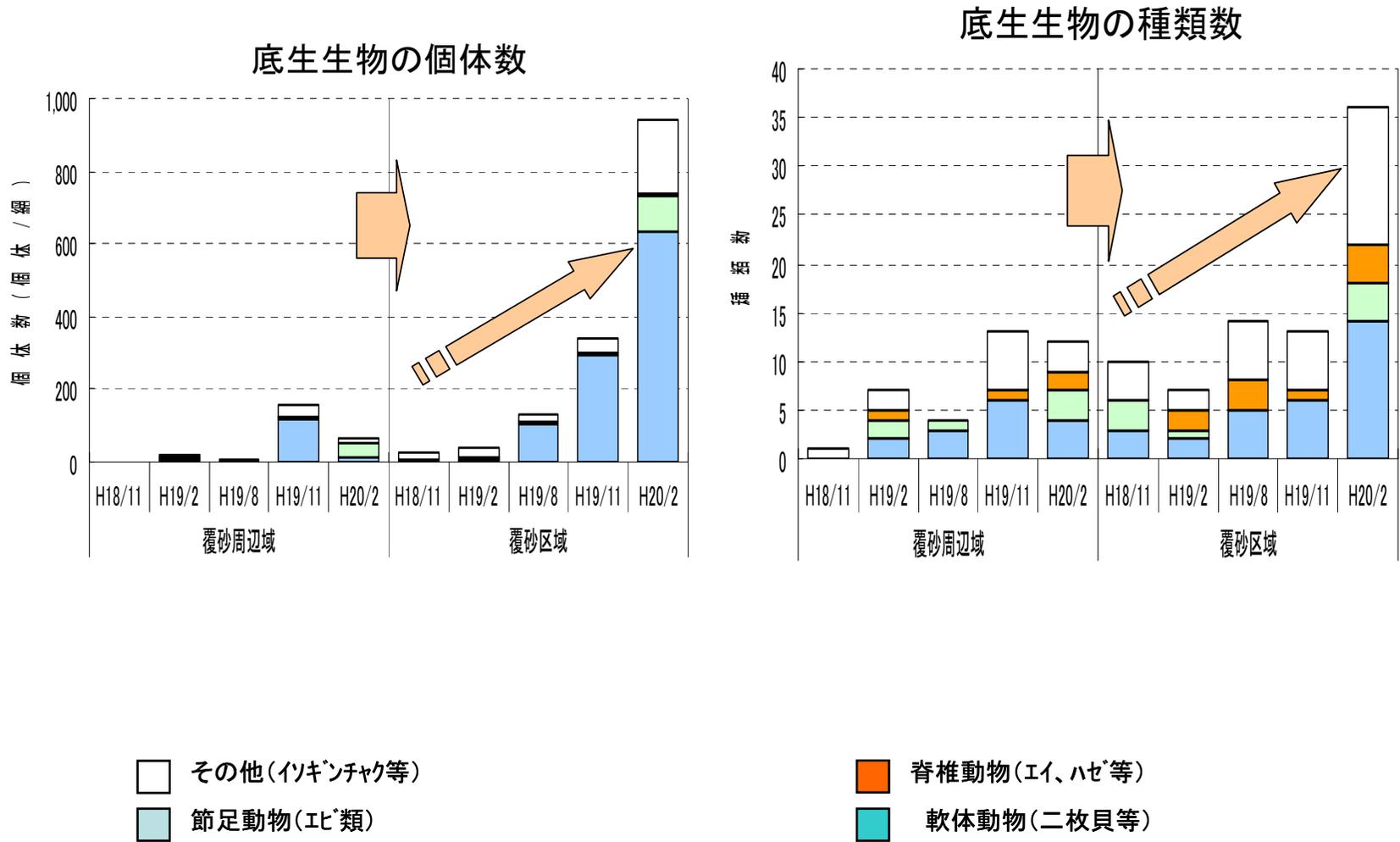


図11. 覆砂事業のモニタリング調査結果



写真1. 人工林の手入れ(愛知県設楽郡設楽町)



写真2. 外来種の樹木の駆除(小笠原諸島・母島)



写真3. ラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」地域



写真4. 消費者の部屋特別展示「有機農業の目指す世界」



写真5. コウノトリの野生復帰の推進に向けた農地整備 水田に設置された魚道  
(写真提供: 兵庫県但馬県民局地域振興部豊岡土地改良事務所)



写真6. モンキードッグ



写真7. 磯焼け対策漁業者向け講習会



写真8. ウニによる食害対策の取組



写真9. ホンダワラ類の母藻の投入



写真10. 逆さ竹林タイプの保護礁設置

自然環境や生態系に配慮した整備の推進

<伊勢湾西南海岸>



砂浜を再生  
(生態系に配慮し近隣の砂を使用)



アカウミガメの上陸

<竹原港海岸>



生物の生息環境に配慮した  
海辺づくりを実施



稀少生物(カブトガニ等)の  
生活環境を確保・拡大

写真11. 自然環境や生態系に配慮した整備の推進



全国各地から希少な在来種等を収集している

写真12. 13. 遺伝資源探索の様子



いもち病の被害イネ（上）  
感染源である菌の分生孢子（下）



写真14. 15. 遺伝資源の評価



常に-1°C、湿度30%に  
保たれている

写真16. 種子保存庫

### 第3章 生物多様性の社会における主流化

第2章で記述したとおり、わが国においては、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議が設置されており、13の省庁が参加している。この連絡会議では、生物多様性国家戦略の作成や点検等、生物多様性条約の実施のために必要な作業を連携を取りながら行っている。生物多様性国家戦略には、さまざまな分野別又は分野横断的な計画・戦略・施策又は個別事業において、生物多様性が取り入れられている事例が多数記載されている。本章では、農業、教育、林業、水産業、観光、景観保護、国際協力などの各分野において、生物多様性の観点を取り入れられている事例の中から代表的な事例について、第2章の記述箇所を条約の条文や分野に沿って紹介する。

また、政府の取組に加え、地方公共団体における生物多様性戦略の策定、企業における生物多様性の取組について紹介する。

#### 1. 政府の取組事例

施策	第2章参照箇所	条約の条文、分野別・分野横断的課題との対応
名勝・天然記念物、重要文化的景観の保護	2. 1 (2) 重要地域の保全	第8条 生息域内保全
生物多様性に配慮した生産基盤整備	2. 1 (4) 農林水産業	農業生物多様性
鳥獣による農林水産業被害対策の推進	2. 1 (4) 農林水産業	農業生物多様性
森林における生物多様性の保全	2. 1 (5) 森林	森林生物多様性
都市における緑地の保全・再生・創出	2. 1 (7) 都市	第8条 生息域内保全
自然再生事業(釧路湿原の取り組み)	2. 1 (8) 河川・河原など	内水面生物多様性
海岸環境の保全・再生・創出	2. 1 (9) 沿岸・海洋など	海洋・沿岸生物多様性
港湾環境の保全・再生・創出	2. 1 (9) 沿岸・海洋など	海洋・沿岸生物多様性
藻場・干潟の造成・保全	2. 1 (9) 沿岸・海洋など	海洋・沿岸生物多様性

農林水産分野における遺伝資源の保存と利用	2. 2 (2) 遺伝資源などの持続可能な利用	第15条 遺伝資源の取得の機会
研究開発を通じた生物多様性保全への貢献	2. 2 (2) 遺伝資源などの持続可能な利用	第12条 研究及び訓練
環境教育・学習の推進	2. 2 (3) 普及と実践	第13条 教育と普及啓発 (CEPA)
政府開発援助 (ODA) 事業を通じた開発途上国への協力	2. 2 (4) 国際的取組	第18条 技術上及び科学上の協力
環境影響評価	2. 2 (7) 環境影響評価など	第14条 影響の評価及び悪影響の最小化
戦略的環境アセスメント	2. 2 (7) 環境影響評価など	第14条 影響の評価及び悪影響の最小化

## 2. 地方公共団体における取組

### ・地方版生物多様性保全戦略

生物多様性の保全は、国が国家戦略を策定することだけで実現されるわけではなく、地域での活動に結びつくことが重要である。その間をつなぎ、生物多様性を保全することの重要性を浸透させ、地域における行政、企業、NGO、地域住民などによる生物多様性の保全を通じた自然共生社会作りのためのさまざまな取組を進めるためには、まず都道府県をはじめ地方公共団体が、それぞれの地域の特性に応じて生物多様性戦略を作ることが不可欠である。この地方版生物多様性戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るためにも必要なものである。日本では、生物多様性保全の施策を進めるための基礎的な資料として、都道府県版レッドデータブック、レッドリストが全都道府県で作成されているが、これと同じように、すべての都道府県で生物多様性戦略の策定が期待されている。

2008年6月に成立、施行された「生物多様性基本法」第13条では、都道府県及び市町村は、地方版の生物多様性戦略を定めることが努力義務として規定されている。現在までに滋賀県、千葉県、長崎県などにおいて、このような戦略または計画が策定されている。

また、環境省では、現在、地方版の生物多様性戦略の策定に関する指針の策定を進めており、効果的な地方での戦略作りを促すこととしている。

### 3. 民間企業の取組

自然環境・生物多様性の保全に着目した経済団体の取組として、日本経済団体連合会では、1992年に自然保護基金運営協議会（2000年に自然保護協議会に改称）を設立し、主としてアジア太平洋地域における自然保護プロジェクトの支援を行ってきた。また、2003年には、日本経団連自然保護宣言を発表し、「自然界と共栄できる経済社会」の実現に向けて、個々の企業が積極的に活動するとともに経済界が一体となって取り組むことで自然保護への大きな貢献ができるとの確信のもと、経済界が自然保護に取り組む意義と使命があるとの認識を宣言している。

個別企業による取組でも、481社の環境報告書（2005年度版）のうち、自然環境・生物多様性保全に係る取組の記載が8割近い365社にあった。その取組は、清掃・美化活動が突出して多くなっているが、そのほかでは、緑化・ビオトープ、国内での里山・森林の整備及び保全・再生、環境意識の喚起、他主体の活動に寄付・協賛などに関する活動が比較的多くなっている。

企業による生物多様性の保全の具体的な例としては、ある企業では持続可能な漁業による産品であることを示す MSC のエコラベルを貼った水産物を流通させており、ある生活協同組合連合会では生物多様性を豊かにする有機農業を広めるため田んぼの生きもの調査の取組を行っている。また、原材料の調達地である海外の熱帯林の保全に協力している企業や NGO と協力した谷筋の田んぼの再生を通じて生物多様性の保全のほか社員の環境意識の向上と福利厚生を同時に進めている企業もある。また、持続可能な森林経営や林産物を認証する制度を活用し生物多様性に配慮している企業もある。

2007年6月には、環境省策定の環境報告ガイドラインが改訂され、環境報告に記載する情報・指標の一つとして、「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況」が追加された。その中では、原材料調達における生態系や野生生物への主要な影響とその評価などを記載する情報の例として挙げ、生物多様性に影響を与える方法で生産された原料の利用など生物多様性に影響を与えている主要な原因について、原材料調達から製造段階、さらには流通や販売までの一連の流れ（サプライチェーン）を含めたより広い範囲で配慮することなどを指摘している。

さらに、環境省では、このような民間企業による取組をすすめるための生物多様性企業活動ガイドライン（仮称）の策定を進めている。

また、生物多様性条約に関連した国際的な動きの例として、ドイツのボンで開催された第9回締約国会議の際に、ドイツ政府の主導により「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」が立ち上げられ日本から9社の企業が参加し、7項目

のリーダーシップ宣言への署名を行った。

#### 4. NGOなどによる取組

NGO など市民団体も生物多様性の保全に向けた幅広い活動をしています。生物多様性上重要な地域で保全活動を行っている NGO や市民参加型のモニタリングを行っている NGO、子どもたちを対象に自然環境教育を行っている NGO などさまざまな活動が見られる。また、海外の持続可能な方法で生産されている農産物を輸入販売する取組、化学肥料や農薬を使用しないことを基本とする有機農業の取組、ガイド付きで生物多様性の豊かさを体感するエコツアーの実施などの活動もある。こうした活動は、行政では十分にできないものを市民のニーズをとらえて地域に密着して行っているものが多く、地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるうえで重要である。こうした活動を伸ばし、情報の交換により連携をすることで、面としての活動に広げていくことができると考えられる。

また、地域で活動する NGO が企業と連携して谷筋の田んぼの保全や森づくりを行ったり、国際的な NGO が海外に進出している企業の協力を得て海外の森林や浅海域を現地の NGO とともに保全するプロジェクトを行うなど地域に根づいた取組も進んでいる。社会的貢献という点も含めて生物多様性の保全活動に企業の関心は高まりつつあるが、企業内には専門家が少ないこともあって、NGO とパートナーシップを組むことで充実した活動に結びつけている例もある。NGO 側としても企業の資金力を背景に活動の幅を広げることができ、双方がメリットを感じることで継続的な活動につながる。生物多様性の保全活動に関心を持つ企業と国内外で活動している NGO との情報交換の機会を一層増やすことで、こうした活動を広げていくことが期待される。

#### 5. 学術団体による取組

COP9 の開催前に、ドイツのボンで、科学者によるプレコンファレンスが開催され、地球規模での生物多様性の動向をいかに観測するかといった問題などが討議された流れを受けて、平成 20 年 12 月には日本生態学会の呼びかけで、国内の関連学術団体や関連機関による COP10 プレコンファレンス準備委員会設立のための会合が行われた。

#### 6. 多様な主体の連携

さらに、生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議にむけ、これらの多様な主体間の情報の共有、意見交換、連携の促進が必要なことから、21 年 2 月に「生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議に関する円卓会議」を設置し、これらの会議を活用しながら会議の準備を進めている。

## 第4章 2010年目標と戦略計画の実施に向けた進捗

わが国では生物多様性国家戦略の中に3つの国内目標を設定し、これらの目標の達成に向かって着実に成果を上げることを通じて、生物多様性条約2010年目標の達成に貢献することとしている。(第2章参照)

また、わが国では、平成20年より、わが国の生物多様性の変化の状況と傾向を評価するために、生物多様性の総合評価を実施しており、この中で2010年目標の達成状況についても評価を行い、その成果について2010年春に公表する予定である。

本章では、条約の2010年目標及び戦略計画に向けた進捗状況について、いくつかの事例をとりあげて紹介する。

### 1. 2010年目標に向けた進捗

#### 最終目標1. 生態系、生息地及び生物群系の生物多様性の保全を進める

##### 目標1. 1 世界の生態学的な地域のそれぞれにおいて、少なくとも10%が効果的に保全される

例：自然公園の面積の変化

わが国には、様々な種類の保護地域が存在するが、その中でも自然公園法に基づく自然公園が代表的なものである。自然公園が国土に占める割合は、14.3%となっている。(第2章参照)

保護地域名等	地種区分等	箇所数	面積 (ha)	割合	国土面積に対する割合	年月
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	5地域	5631		0.01%	H20.3
	自然環境保全地域	10地域	21593		0.06%	
国立公園	全体(陸域)	29公園	2086945	100%	5.52%	H20.3
	特別地域		1226118	58.8%	3.25%	
	特別保護地区		275909	13.2%	0.73%	
	海中公園地区	38地区	2359			
国定公園	全体	56公園		100%	3.6%	H20.3

			1361448			
	特別地域		1200660	88.2%	3.18%	
	特別保護地区		66512	4.9%	0.18%	
	海中公園地区	31地区	1385			
国指定鳥獣保護区	全体	69箇所	548012		1.5%	H20.11
	特別保護地区	53箇所	145000		0.4%	H20.11
保安林			11763000			H19.3
保護林		833箇所	780000			H19.4
文化財	名勝(自然的なもの)の指定数(特別名勝)	147 (12)				H20.3
	天然記念物の指定数(特別天然記念物)	982 (75)				
	重要文化的景観	7箇所				

## 最終目標 2. 種の多様性の保全を促進する

目標 2. 1 選ばれた分類学的なグループの種の生息数の衰退が、回復、維持もしくは軽減される

目標 2. 2 絶滅のおそれのある種の状況が改善される

例：絶滅の恐れのある種のランクの変更

平成 15-19 年に行われたレッドリストの見直しの結果、ランクの上だった種が多かったが、中にはランクの下だったものもあった。(第 1 章参照)

【第 2 章】で述べたように、保護増殖事業の結果、個体数の増えたアホウドリ、試験放鳥を行ったトキのように種の状況が大幅に改善された事例もある。

## 最終目標 6. 侵略的外来種からの脅威を制御する

目標 6. 1 侵略的外来種となりうる主要な種の侵入経路が制御される

目標 6. 2 生態系、生息地もしくは種を脅かす、主要な外来種のための管理計画が整っている

例：外来種対策の進捗状況

平成 17 年 6 月に外来生物法が施行され、生態系などに被害を及ぼす外来種の輸入や飼養を規制し、防除を実施している。(第 2 章参照)

## 最終目標 7. 気候変動及び汚染から生物多様性への難題に取り組む

目標 7. 1 気候変動に適応するため、生物多様性の構成要素の抵抗力を維持し、強化する

例：「地球温暖化による危機」への対応

第三次国家戦略で、これまで整理された我が国の生物多様性におきている 3 つの危機と並ぶ、避けがたい危機として「地球温暖化による危機」を位置づけた。

地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努めるため、地球規模の観点からより総合的なモニタリング体制の整備・構築を行っている。また、適応策を検討していく必要がある。その 1 つとして、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の移動・分散経路を確保し、種の存続の確率を高めるためにエコロジカルネットワークの形成を推進している。(第 2 章参照)

最終目標 1 1. 締約国は条約を実施するための資金的、人的、科学的、技術的な能力を向上させる。

目標 1 1. 1 条約第 20 条に従って、条約の下での開発途上の締約国の責務が効果的に果たされるよう、新たな、及び、追加的な資金源が移される。

目標 1 1. 2 第 20 条のパラグラフ 4 に従って、条約の下での責務を効果的に果たせるよう、開発途上締約国に技術が移転される。

例：海外技術協力

我が国は、2003 年 8 月に閣議決定された政府開発援助大綱において、4 つの援助実施の原則の一つとして「環境と開発の両立」を掲げるとともに、重点課題の一つに環境問題を含む「地球規模の問題への取組」を位置づけている。更に、2005 年に策定した「政府開発援助に関する中期政策」においては、環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組の中で、自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」を一つの重点分野として掲げている。

また、2002年に発表したEcoISDなどに基づき、開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて世界レベルの生物多様性の保全に積極的に貢献している。（第2章・3章参照）

## 2. 条約の戦略計画のゴールと目標に向けた進捗

(カルタヘナ議定書に関する目標については、議定書の国別報告書を参照)

**目標 1：国際的な生物多様性に関する問題において、生物多様性条約が主導的役割を果たす。**

目標 1. 6 締約国は条約実施のために地域的又は準地域的なレベルで協力している。

わが国はさまざまな生物多様性関連条約（世界遺産条約、ラムサール条約など）、国際プロセス又は地域的な枠組み（例：ICRI、東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップなど）を通じて条約の実施に寄与している。（第 2 章参照）

**目標 2：各締約国が、生物多様性条約実施のための改善された財政的・人的・科学的・技術的能力を有している。**

わが国は生物多様性国家戦略の実施のために必要な財政的、人的、科学的、技術的能力を有していると考えられるが、条約の 3 つの目的を全般的かつ十分に達成するためには、さらなる能力の向上が必要である。

**目標 3：生物多様性国家戦略・行動計画及び生物多様性関連事項の関連分野への統合が、生物多様性条約の目的の実施のための効果的な枠組みを提供している。**

【第 2 章】で述べたとおり、わが国は、平成 19 年 11 月に第三次生物多様性国家戦略を閣議決定した。また、平成 20 年 6 月には生物多様性基本法が施行され生物多様性国家戦略が法的に位置づけられた。

【第 3 章】で示したとおり、関連分野での生物多様性の主流化も徐々に進んでいる。

**目標 4：生物の多様性及び生物多様性条約の重要性に対する理解がより促進され、このことが、生物多様性条約の実施に関する、社会を横断する広い取組をもたらす。**

日本は、2010 年に COP10 の開催を控え、その成功のためにその準備過程に多様な主体の参画を得ることとしているほか、「いきものにぎわいプロジェクト」の実施などを通じ、生物多様性に対する理解の大幅な向上を目指した取組を進めている。過去に第 2 次国家戦略に基づく各種取組を通じ、一定の成果をあげている。

### 3. 結論

本報告書で述べてきたとおり、わが国においては生物多様性国家戦略の策定、実施を通じ、条約の戦略計画・2010年目標の達成に向けた取組を進めている。取組の一部には、2010年目標にむけたゴールを一定程度達成しているものもあるが、多くは達成に向けて施策に取り組んでいる最中である。また、第三次生物多様性国家戦略の第1部でも記述されているとおり、わが国の生物多様性をとりまく第1から第3の危機に対し、第2次生物多様性国家戦略に基づき、さまざまな施策が講じられてきたが、これらの危機は依然として進行していることが明らかとなっている。さらに、新たに地球温暖化の進行による生物多様性への深刻な影響が懸念されている。

また、第三次生物多様性国家戦略において特定された、わが国の生物多様性の危機を深刻なものとしている課題は以下のとおりである。

- ① 生物多様性の意義・価値に対する国民の理解が進んでおらず、多くの人々が自らの問題としてとらえ、さまざまな活動に参加する機運が高まっていないこと
- ② 膨大なつながりと個性によって形作られた生物多様性の状態が十分には把握されておらず、科学的認識に基づく評価と対策のための基礎的な知見が不足していること
- ③ 自然再生や里地里山の保全などの生物多様性の保全にむけた動きは進展しつつあるものの、まだ点的な取組にとどまっており、生物多様性の危機への対処に必要な分野横断的な取組がなお十分に進展していないこと

このような状況・課題に対処するため、第三次生物多様性国家戦略の3つの目標や基本方針、行動計画に基づき、関係省庁や出先機関による連携を図りつつ今後さらに取組を強化していく予定である。